

武豊町 こども計画



こどもまんなか社会

全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会
ともに育ち ともに創る こどもが元気で輝くまち

令和7年3月
武豊町

はじめに



急速な少子化の進行や、家庭・地域を取り巻く環境の変化に対して、効果的な対応を一層進めるために、平成27年3月に第1期、令和2年3月には第2期の「武豊町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。計画に基づき、東大高保育園・児童発達支援センター・富貴児童クラブの建設や保育園の乳幼児・放課後児童クラブの定員枠の拡大など、各種サービスの量の確保を行うとともに、武豊中央公園の設置など、町の子育て環境の充実を図ってまいりました。

そして、令和5年4月には、こども家庭庁が発足し、こども施策に関する取り組みを進めていく上で基本となる「こども基本法」が施行され、同年12月には、「こどもまんなか社会」の実現を目指した「こども大綱」が閣議決定されました。この基本法では、大綱を勘案し、市町村こども計画を定めるよう努めるものとしてされています。

以上を踏まえ、「第2期武豊町子ども・子育て支援事業計画」が最終年を迎えるにあたり、従来の「子ども・子育て支援事業計画」と「こども計画」をはじめとした子育てに係る計画を一体のものとし、「武豊町こども計画」として策定致しました。

こどもは、明日の武豊を担う大切な宝です。将来を担うこどもたちが、このまちで生まれ育ったことに喜びを感じられる、また、そのこどもたちを育てていく保護者が子育てしやすいまちと感じられる「武豊町」を目指してまいりたいと思います。

そのためには、学校・保育園等はもとより地域住民や民間企業・団体が連携して、子育て・子育てをサポートするとともに、こども一人ひとりに合った居場所づくりやこどもの意見を反映していくことが必要です。これにより、子育て環境の充実、さらには、少子化の流れを変え、第6次武豊町総合計画のまちの将来像である「心つなぎ みんなでつくる スマイルタウン」の実現につながっていくと考えております。

最後に、この計画の策定にあたり、ご尽力を頂きました武豊町子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、関係機関の皆様、アンケート・パブリックコメント等を通じて貴重なご意見やご提言を頂きました町民の皆様に、心から感謝申し上げますとともに、これからの計画の推進にご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月

武豊町長 榎山芳輝

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と目的.....	2
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	5
4 計画の策定過程	5
第2章 武豊町の現状.....	6
1 人口・世帯	7
2 こどもの状況	11
3 子育て	13
第3章 計画の基本的な考え方.....	16
1 基本理念	17
2 基本的な視点	18
3 基本目標	19
4 計画の体系	21
第4章 行動計画	22
基本目標1 こども・若者の学び育ちを応援するまちづくり.....	23
1) こどもの権利の保障と対話推進.....	23
2) 多様な交流・体験の場づくり.....	25
3) こどもの遊び場・居場所づくり.....	28
基本目標2 こどもや保護者の健康の確保及び増進.....	30
1) 乳幼児と保護者の健康の確保.....	30
2) 子育てに関する学びの支援.....	32
3) 安心して医療が受けられる環境の充実.....	34
基本目標3 地域における子育て支援環境の充実.....	36
1) 就学前のこどもの教育・保育環境の充実.....	36
2) 多様な保育・預かりの推進.....	38
3) 子育ての相談や情報提供.....	40
基本目標4 学童期・思春期・青年期の健やかな成長への支援.....	42
1) こども一人一人を大切にした教育.....	42
2) 家庭・地域における子育て力の向上.....	44
3) 困難を有するこども・若者への支援.....	46
基本目標5 支援を必要とするこども・若者と家庭への支援.....	47
1) 切れ目のない支援体制の構築.....	47

2) 要保護児童等の支援.....	49
3) こどもの貧困・格差への対策.....	51
4) ひとり親家庭の支援.....	53
5) 障がいのあるこどもとその保護者の支援.....	54
基本目標6 こどもを安全に安心して産み育てられるまちづくり.....	57
1) 子育てをしやすい生活環境や安全の確保.....	57
2) 仕事と子育ての両立の推進.....	60
3) 経済的な負担の軽減.....	62
第5章 計画の推進	64
1 重点施策	65
2 子ども・子育て支援事業計画.....	68
1) 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制.....	70
2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制.....	74
3) 推進にあたって.....	88
3 計画の推進に向けて.....	89
1) 計画の周知	89
2) 推進体制づくり.....	89
3) 計画の進行管理.....	89
4 進行管理の指標	90
資料編	92
1 計画の策定体制	93
2 各種調査結果の概要.....	96
3 統計データ（人口・就労関連）	102
4 用語集	104

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

全ての子どもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するため、「子ども基本法」（令和5年4月施行）がつくられました。国は、子ども基本法に基づき、子ども施策を総合的に推進するため、令和5年12月に「子ども大綱」を策定し、国、都道府県、市区町村は、この基本法や大綱の内容にそって、子どもや若者に関する取組を行っていくことが求められています。

「子ども大綱」では「子どもまんなか社会」の実現を掲げています。「子どもまんなか社会」とは、全ての子ども・若者が心も体も幸せに生活できる社会です。その実現に向けて、こどもの視点に立って意見を聴き、こどもにとっていちばんの利益を考え、こどもと家庭の福祉や健康の向上を支援し、こどもの権利を守る取組が求められています。

こうした取組の結果として、子育てに伴う喜びを実感できる社会を実現し、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高めていくことを目的に、「武豊町子ども計画」を策定します。

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会。

全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- ・心身ともに健やかに成長できる。
- ・個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる(自己肯定感を持つ)ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる。
- ・様々な遊びや学び、体験等を通じて、生き抜く力を得ることができる。
- ・夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、未来を切り開くことができる。
- ・固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる。
- ・自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる。
- ・不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる。
- ・虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる。
- ・働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる。

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- ・自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。
- ・希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる。
- ・それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる。
- ・社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる。



- ① こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶う。こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要。
- ② その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高める。



こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人のにとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まる。

2 計画の位置づけ

この計画は、「こども基本法」「子ども・子育て支援法」等に基づき、「こども大綱」「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」等をふまえ、今後のこども・子育て支援に関する本町の取組を推進する総合的な指針となるものです。

また、愛知県こども計画を勘案するとともに、第6次武豊町総合計画、第3次武豊町地域福祉計画を上位計画として、障がい児や健康増進などの各分野別計画などとの整合性を図っています。

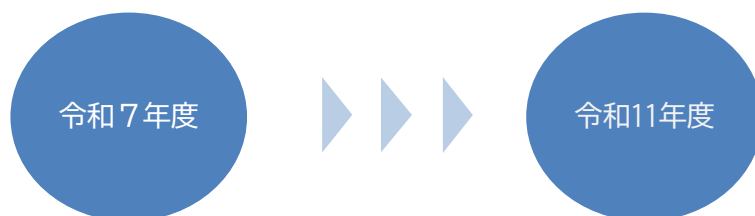
なお、この計画が対象とする「こども」とは「心身の発達の過程にある者」を想定しています。

○本計画で一体的に策定する計画

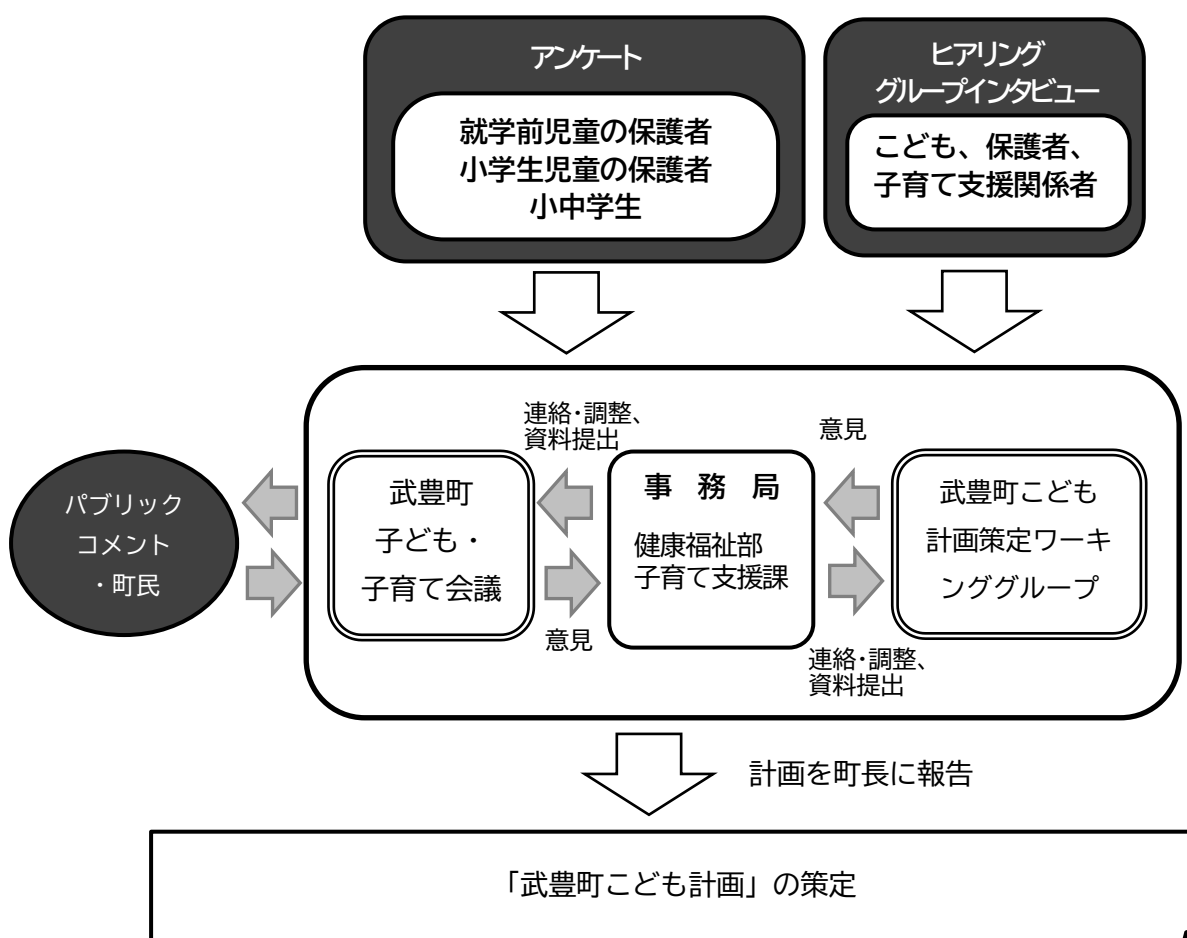
法令上の計画名	法令
こども計画	こども基本法
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法
次世代育成支援対策地域行動計画	次世代育成支援対策推進法
子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法
子どもの貧困対策についての計画	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律
成育医療等に関する計画	成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律

3 計画の期間

この計画の期間は、令和7年度（2025年度）を初年度とし、令和11年度（2029年度）までの5年間とします。



4 計画の策定過程



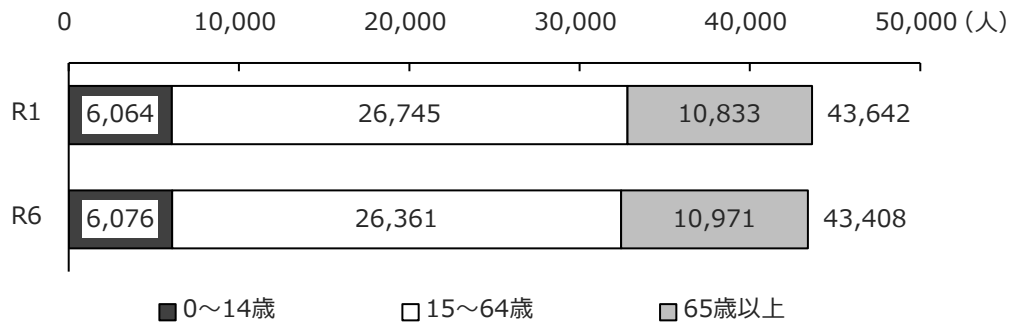
第2章 武豊町の現状

1 人口・世帯

町の人口及び0～14歳の人口は、ほぼ横ばいになっています。

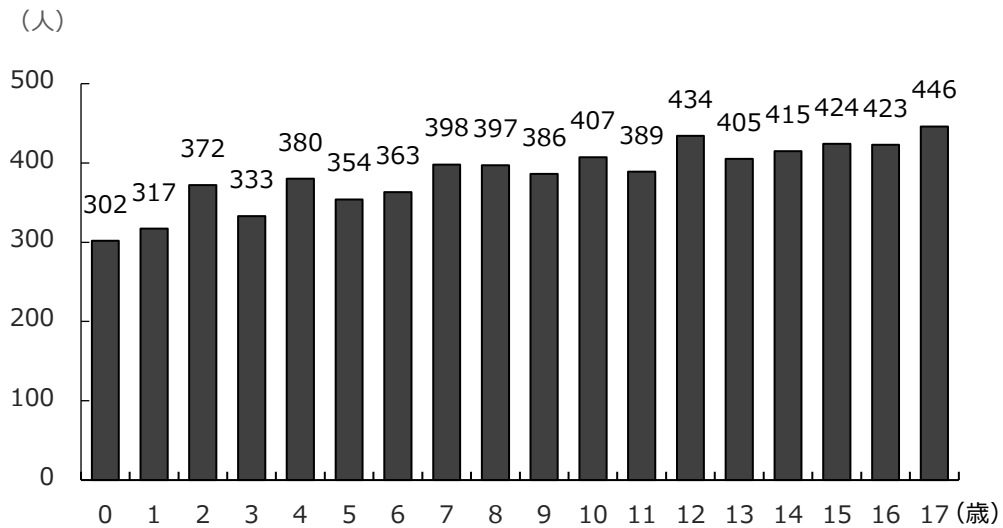
こどもの年齢別人口をみると、減少傾向がみられます。

図表 2-1 人口



資料：武豊町「住民基本台帳」（R1は10月1日、R6は10月1日時点）

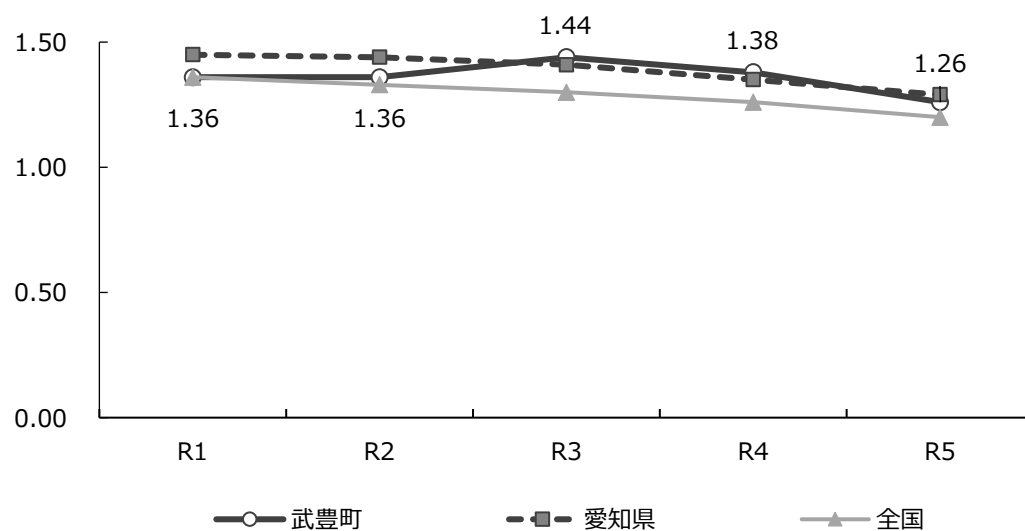
図表 2-2 年齢別人口



資料：武豊町「住民基本台帳」（令和6年10月1日時点）

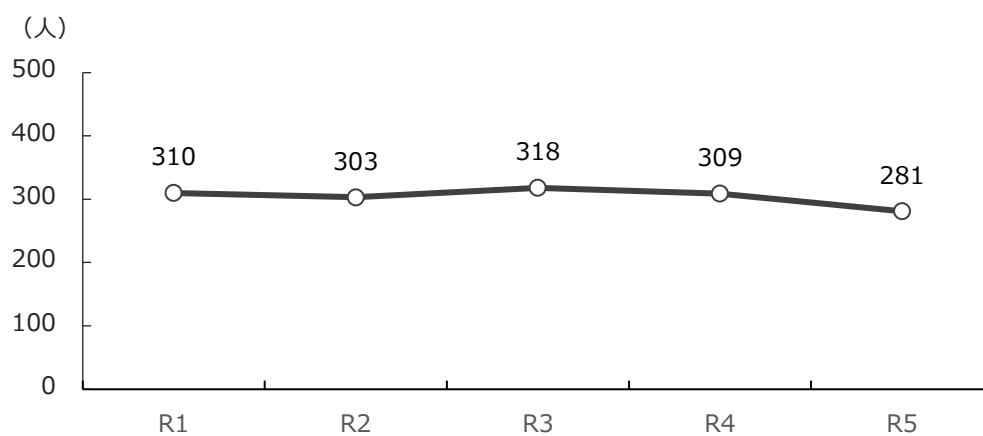
合計特殊出生率は、令和5年は1.26と低下しています。
 出生数について、令和5年は281人と前年と比べやや減少しています。

図表 2-3 合計特殊出生率



資料：武豊町

図表 2-4 出生数

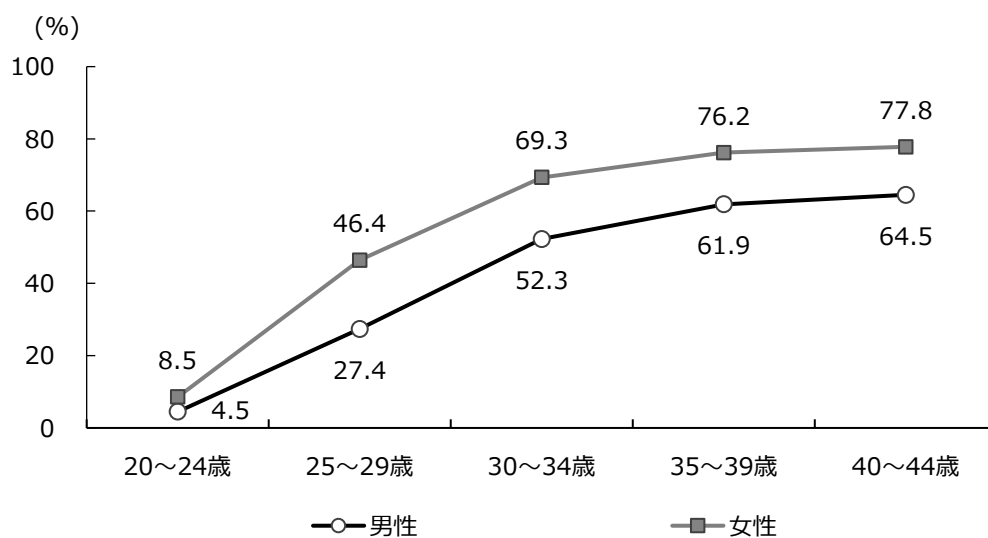


資料：武豊町

婚姻率は40～44歳で、男性は64.5%、女性は77.8%です。

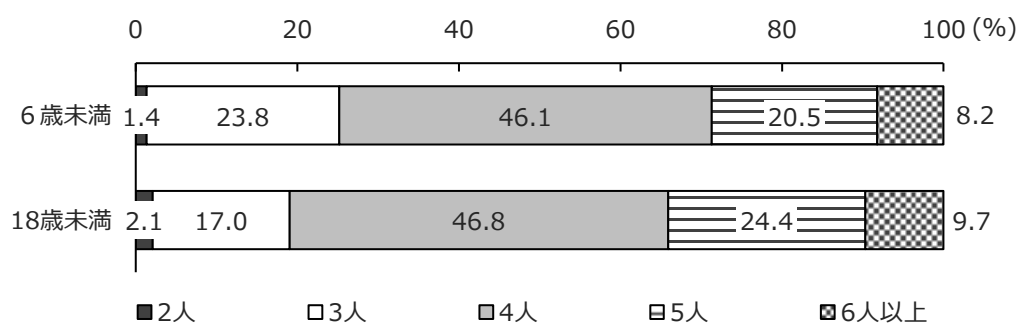
こどものいる家庭の世帯人数は、6歳未満・18歳未満ともに「4人」の割合が最も高くなっています。

図表 2-5 婚姻率



資料：総務省「国勢調査」（令和2年、武豊町）

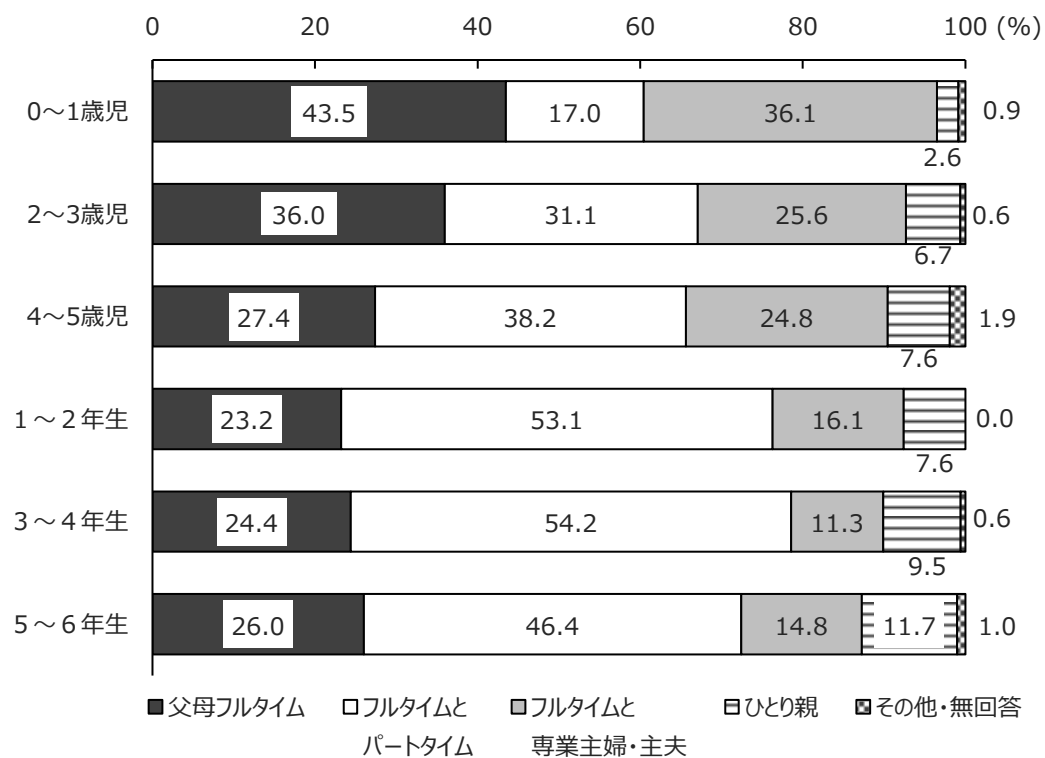
図表 2-6 世帯の人数



資料：総務省「国勢調査」（令和2年、武豊町）

保護者の就労状況等をみると、2～3歳児で「父母フルタイム」が36.0%、「フルタイムとパートタイム」が31.1%など、共働き家庭が多いことが確認できます。

図表 2-7 保護者の就労状況等



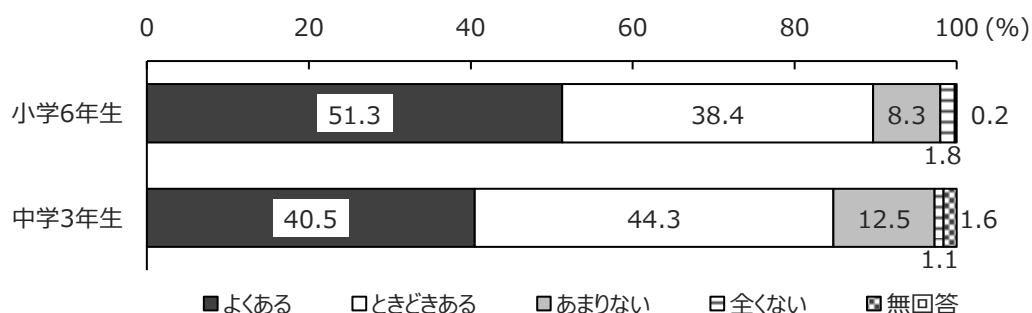
資料：武豊町「保護者アンケート」、育児休業中の人は休業以前の就労形態で回答（令和5年度）

2 こどもの状況

本町のこどもが回答したアンケート調査結果をみると、幸せな気持ちになることについて「よくある」との回答は、小学6年生は 51.3%、中学3年生は 40.5%となっています。

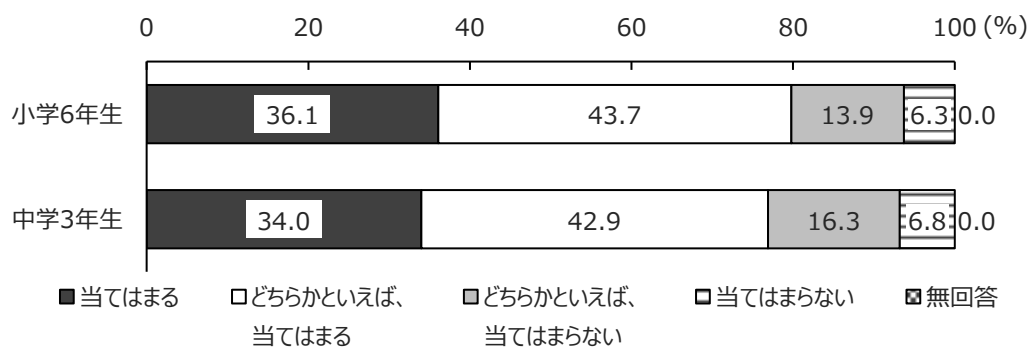
自分には、よいところがあると思いますかについて「当てはまる」との回答は、小学6年生は 36.1%、中学3年生は 34.0%となっています。

図表 2-8 普段の生活の中で、幸せな気持ちになることはどれくらいありますか



資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査」（令和5年度、武豊町）

図表 2-9 自分には、よいところがあると思いますか

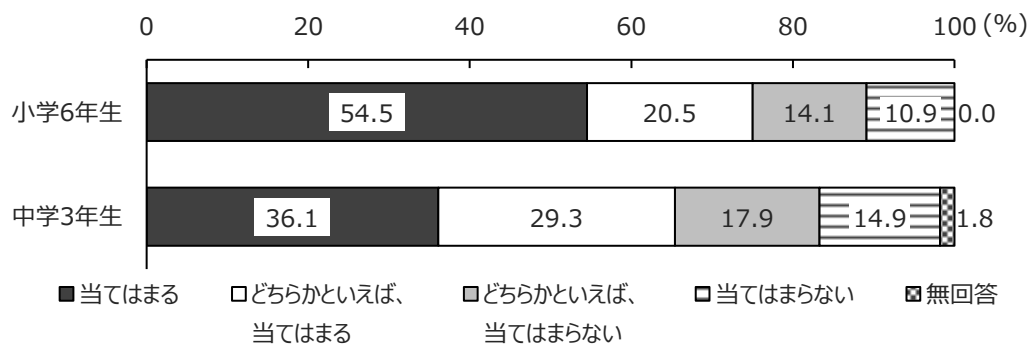


資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査」（令和5年度、武豊町）

将来の夢や目標を持っていますかについて「当てはまる」の回答は、小学6年生は54.5%、中学3年生は36.1%となっています。

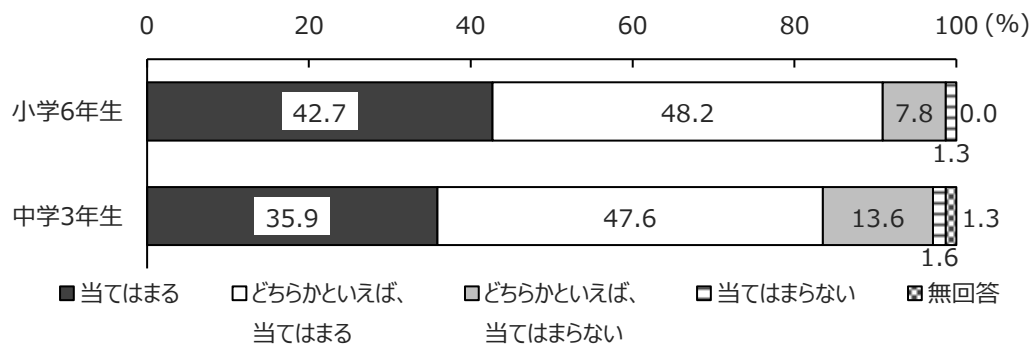
人が困っているときは、進んで助けていますかについて「当てはまる」の回答は、小学6年生は42.7%、中学3年生は35.9%となっています。

図表 2-10 将来の夢や目標を持っていますか



資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査」（令和5年度、武豊町）

図表 2-11 人が困っているときは、進んで助けていますか



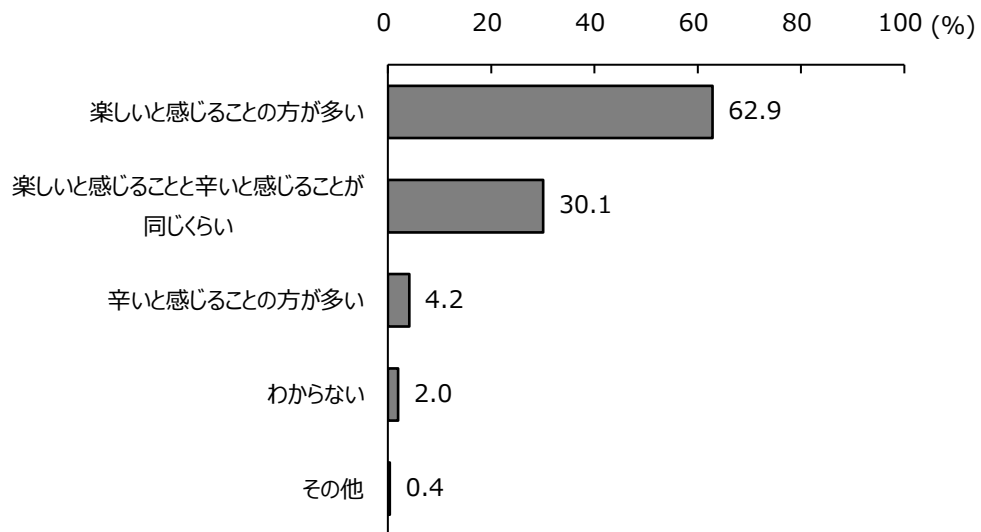
資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査」（令和5年度、武豊町）

3 子育て

本町のこどもの保護者が回答したアンケート調査結果をみると、子育てについて、「楽しいと感じることの方が多い」は62.9%となっています。

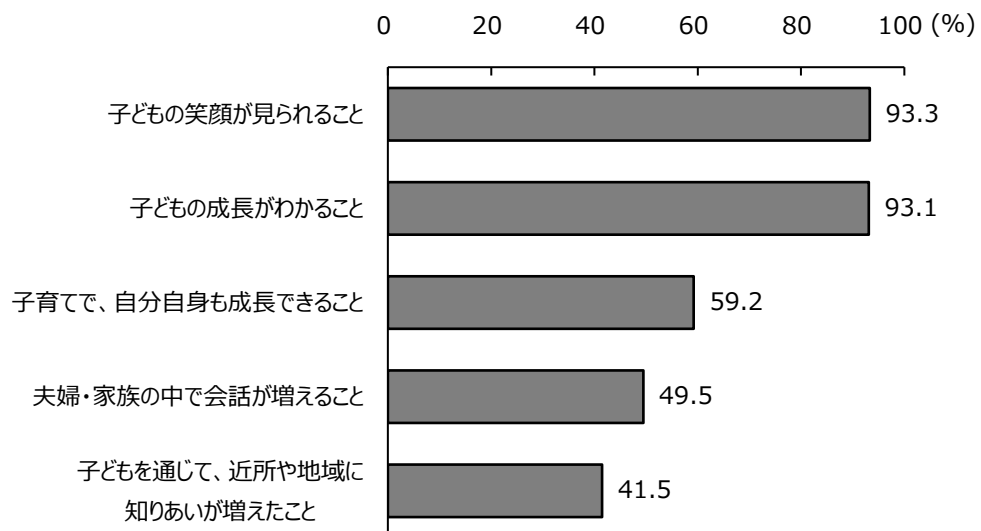
良かったこと、楽しいことについて、「子どもの笑顔が見られること」「子どもの成長がわかること」をはじめ、自分自身、夫婦・家族、地域などへ様々な広がりがみられます。

図表 2-12 自分にとっての子育てとは



資料:武豊町「保護者アンケート」(就学前)(令和5年度)

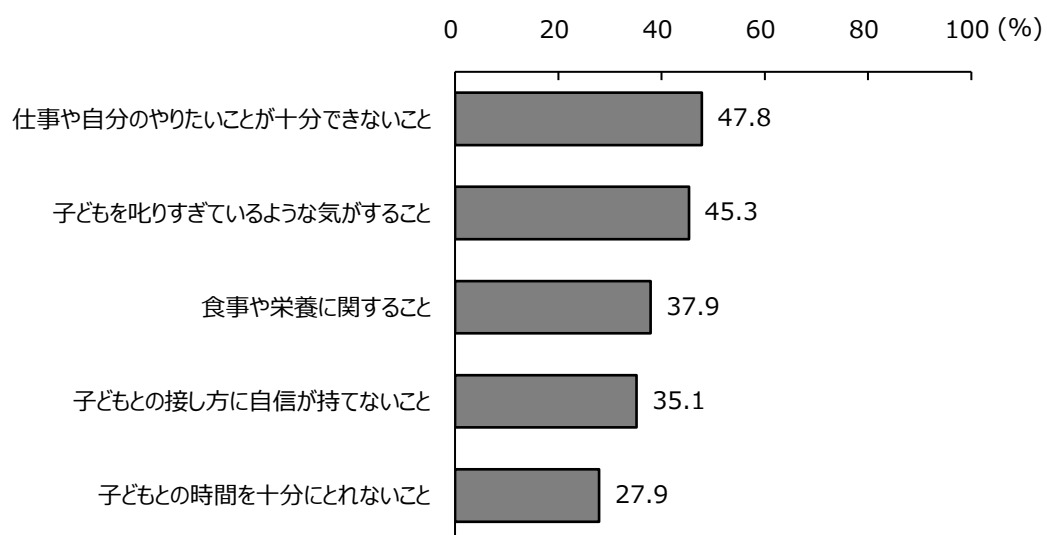
図表 2-13 子育てをして良かったこと、楽しいこと



資料:武豊町「保護者アンケート」(就学前)、上位5項目(令和5年度)

子育てが辛いと感じるときとして、「仕事や自分のやりたいことが十分できないこと」(47.8%)、「子どもを叱りすぎているような気がする」(45.3%)、「食事や栄養に関すること」(37.9%)などの回答割合が高くなっています。

図表 2-14 子育てが辛いと感じるとき

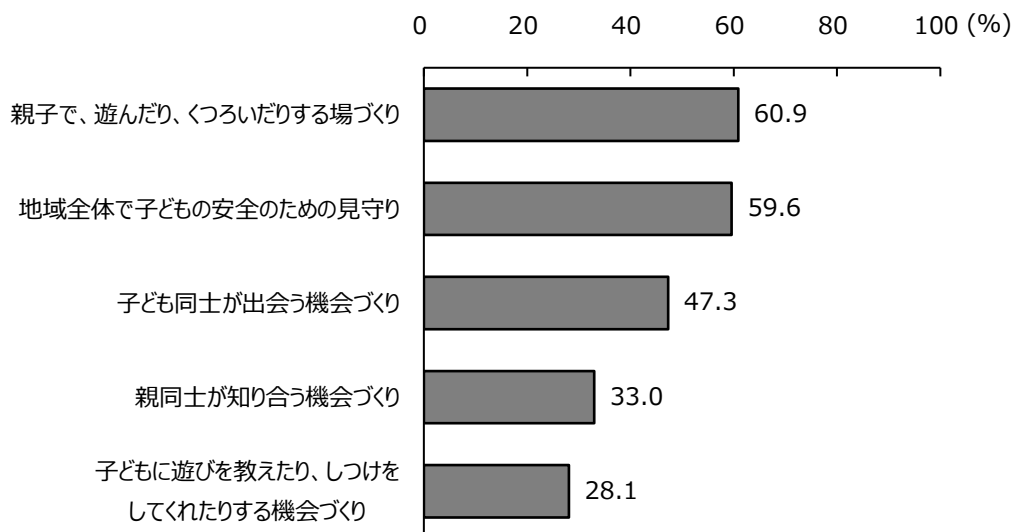


資料:武豊町「保護者アンケート」(就学前)、上位5項目 (令和5年度)

身近な地域で充実するとよい子育て支援については、「親子で、遊んだり、くつろいだりする場づくり」(60.9%)、「地域全体で子どもの安全のための見守り」(59.6%)、「子ども同士が会う機会づくり」(47.3%)の回答割合が高くなっています。

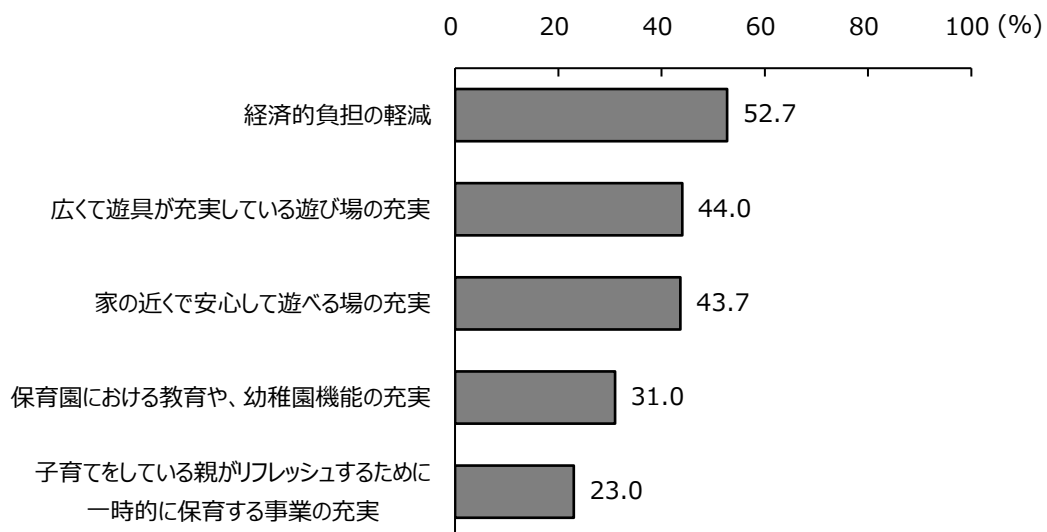
町が充実すべき子育て支援策としては、「経済的負担の軽減」が 52.7%でもっとも高く、次いで「広くて遊具が充実している遊び場の充実」が 44.0%、「家の近くで安心して遊べる場の充実」が 43.7%となっています。

図表 2-15 身近な地域で充実するとよい子育て支援



資料：武豊町「保護者アンケート」(就学前)、上位5項目（令和5年度）

図表 2-16 町が充実すべき子育て支援策



資料：武豊町「保護者アンケート」(就学前)、上位5項目（令和5年度）

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本町では、第6次武豊町総合計画において「心つなぎ みんなでつくる スマイルタウン」をまちの将来像として掲げ、住民一人一人が生き生きと暮らせるよう、住民、地域、事業者、行政等の協働によるまちづくりを進めています。

このような中で、「武豊町こども計画」は、一人一人のこどもが健やかに元気に成長できるよう、こどもの最善の利益が実現される「こどもまんなか社会」の構築を目指すものです。そして、こどもたちを育てる保護者、また、これからこどもを産み育てる次代の親、町の人々が、学びやつながりを得て育ち合い、子育ての喜びを実感しながら、安心してこどもを産み育てることができるように子育てを支援する地域づくりを進めます。

ともに育ち ともに創る

こどもが元気で輝くまち

2 基本的な視点

この計画では、以下に示す3つを基本的な視点としました。

こどもの視点	こどもが元気で輝きをもって成長していく
---------------	---------------------

こどもが元気で輝くためには、その施策を「こどもの立場で考える」ことが不可欠です。

全てのこどもが、将来に夢と希望をもって輝き、元気に育つとともに、豊かな人間性を育み、次代の親となるという認識のもとに、こどもの健全育成のための取組を進めます。

また、こどもの意見を尊重し、権利の保障や最善の利益を実現する取組を進めます。

保護者の視点	保護者がしっかりとこどもと向き合い、こどもとともに成長していく
---------------	---------------------------------

子育ては、家庭がこどもの生活習慣の確立や人格形成にとって重要な役割と責任をもっています。保護者がしっかりとこどもと向き合い、保護者もこどもとともに成長し、喜びを感じながら子育てできる環境づくりを進めます。そして、周囲の人たちが子育てを温かく見守り、保護者が必要とした時に相談や適切な対応ができるサポート体制をつくります。

地域の視点	子育てしやすい地域をつくる
--------------	---------------

育児は、親から子へ、地域の中でまわりの大人から伝承され、次の世代に受け継がれてきました。少子化、核家族化、都市化の進展や、住民同士や世代間の交流の希薄化により、子育てをしている保護者の負担感、孤独感は増えています。

住民、地域の各種団体、事業者、行政等がそれぞれの役割を担い、連携・協働することにより、まちぐるみで子育てを支え合い、こどもを見守り、学びや育ちを応援するこどもと子育て家庭にやさしい環境づくりを進めます。

3 基本目標

この計画では、基本理念を実現するために次の6つを基本目標とし、総合的に施策を推進していきます。

基本目標1 こども・若者の学び育ちを応援するまちづくり

こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話をしながら、暮らしやすく魅力ある武豊町をこども・若者とともにつくります。

また、様々な遊びや体験・交流などができる機会や、こどもや親子が安心して過ごせる居場所をつくります。

- 1) こどもの権利の保障と対話推進
- 2) 多様な交流・体験の場づくり
- 3) こどもの遊び場・居場所づくり

基本目標2 こどもや保護者の健康の確保及び増進

妊娠期を安心して過ごせるよう、また、妊婦や家族が安心して出産・子育てに臨めるよう、健康診査、育児相談、訪問等の母子保健事業に取り組みます。

また、食育、親子の愛着形成、災害時の備え、赤ちゃんのホームケアなど、子育てについて実感をもって学び、考える機会をつくるとともに、必要な時に適切な医療が受けられるように安心な医療連携体制づくりに取り組みます。

- 1) 乳幼児と保護者の健康の確保
- 2) 子育てに関する学びの支援
- 3) 安心して医療が受けられる環境の充実

基本目標3 地域における子育て支援環境の充実

共働き家庭、家庭での育児や施設での養育等全ての子育てをする人やこども自身に対して、発達段階に応じて質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するとともに、多様な支援の充実を図っていきます。

保健センター、こども家庭センター、児童発達支援センター、子育て支援センター、児童館、保育園・認定こども園など、身近で気軽に相談できる場をつくり、多様な方法で情報提供を行います。

- 1) 就学前のこどもの教育・保育環境の充実
- 2) 多様な保育・預かりの推進
- 3) 子育ての相談や情報提供

基本目標4 学童期・思春期・青年期の健やかな成長への支援

こどもの健やかな成長を支援するため、誰一人取り残されない学びの保障に向けて、こども家庭センターを中心に学校・家庭・地域が協働して取り組みます。また、中学校卒業後も困難を有するこども・若者に、寄り添い、必要に応じて支援を行っていく体制を充実します。

- 1) こども一人一人を大切にした教育
- 2) 家庭・地域における子育て力の向上
- 3) 困難を有するこども・若者への支援

基本目標5 支援を必要とするこども・若者と家庭への支援

心身や家庭の状況にかかわらず、全てのこども・若者が、個人としてひとしく健やかに成長することができるように、虐待、貧困、ひとり親、障がいなど、それぞれのこどもや家庭が有する課題に応じて、こども家庭センターが中心となり、様々な機関や地域の人々と連携しながら、きめ細やかな支援に取り組みます。

- 1) 切れ目のない支援体制の構築
- 2) 要保護児童等の支援
- 3) こどもの貧困・格差への対策
- 4) ひとり親家庭の支援
- 5) 障がいのあるこどもとその保護者の支援

基本目標6 こどもを安全に安心して産み育てられるまちづくり

こどもを安全に安心して産み育てることができるようなまちにするため、生活環境、道路交通環境の整備を行います。また、警察や保育園・学校・地域等の連携強化による犯罪を未然に防ぐまちづくりを推進していきます。さらに、仕事と子育ての両立の推進や経済的な負担の軽減など、様々な観点から総合的にこどもを産み育てやすい環境づくりを進めていきます。

- 1) 子育てをしやすい生活環境や安全の確保
- 2) 仕事と子育ての両立の推進
- 3) 経済的な負担の軽減

4 計画の体系



第4章 行動計画

基本目標1 こども・若者の学び育ちを応援するまちづくり

1) こどもの権利の保障と対話推進

現状と課題

子どもの権利条約が、平成元年に国連総会で採択されました。おとなと同じように、こどもに様々な権利を認めるとともに、成長の過程にあって保護や配慮が必要なこどもならではの権利も定めています。

また、令和5年4月に、こども家庭庁ができ、こどもに関する取組を進めていく上で基本となる「こども基本法」が施行されました。同年12月に「こどもまんなか社会の実現」を目指した「こども大綱」が閣議決定されています。

これらの基本的な考え方などについて、こども、保護者、町民などと共有していく必要があります。

子どもの権利条約の4つの原則

- ・差別の禁止（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

- ・子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

- ・生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

- ・子どもの意見の尊重（子どもが意味のある参加ができること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

公益財団法人 日本ユニセフ協会 HP より抜粋
<https://www.unicef.or.jp/crc/principles/>

こども基本法（第三条）

- ・全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- ・全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

施策の方向

子どもの権利、こども基本法、こどもまんなか社会などの考え方についての啓発に取り組みます。こどもや若者、子育て当事者の目線に立ち、その意見を聴き、対話をしながらともに取組を進めていきます。

また、こども・若者がまちの魅力を発掘・発見する機会、武豊町の将来を考える機会等、こども・若者の主体性を大切にした対話や学びの場づくりを進めます。

事業	事業内容	関係課など	区分
子どもの権利、こどもまんなか社会の啓発	広報、講演会などを通じて、子どもの権利、こども基本法、こどもまんなか社会に関する啓発を行います。	子育て支援課 学校教育課	充実
こどもや保護者の意見をふまえた子育て支援事業の企画・運営	こどもや保護者の意見をふまえて、放課後児童クラブ・児童館・保育園等の運営や、子育て支援に関する事業を企画し実施します。	子育て支援課	充実
対話的な学びの推進	こども同士の協働、教職員や地域の人との対話、これまでのすぐれた考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」を進めます。	学校教育課	充実
まちの将来を考える機会の提供	こども・若者が武豊町の将来を考える機会を提供します。	企画政策課	継続

2) 多様な交流・体験の場づくり

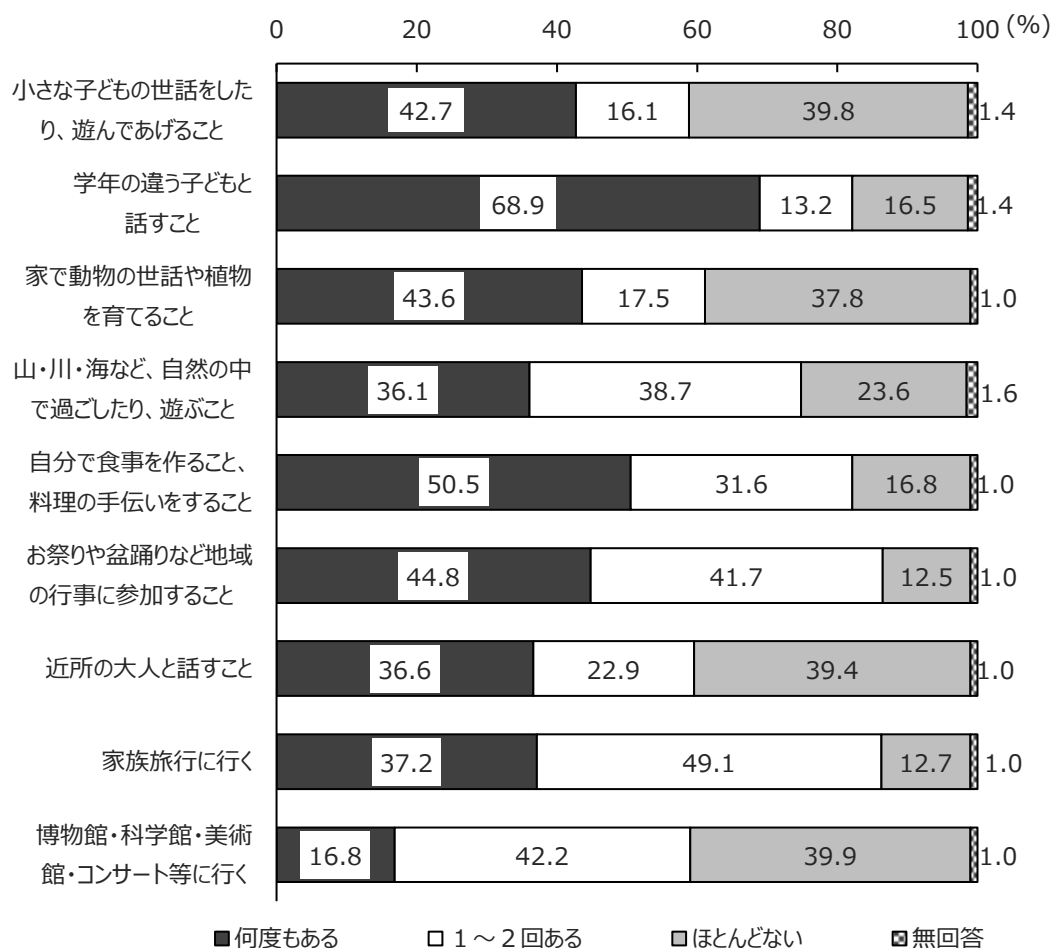
現状と課題

様々なこどもやおとなとの出会い、多様な自然・もの・場所との出会いを通じた遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長に欠かせません。

本町の小学生の生活体験・社会体験の状況をみると、こどもや家庭により違いがみられます。

全てのこどもが心身ともに健全に育ち、自分の良さや興味のあることをみつけていくためには、こどもが地域とつながりを持ち、自然、地域活動、文化芸術、スポーツ、職業体験など様々な経験をする機会が必要です。

図表 4-1 生活体験・社会体験（小学生児童）



資料：武豊町「保護者アンケート」（令和5年度）

施策の方向

町内の公共施設などで、こどもの交流・体験事業に取り組みます。また、NPOやグループが、こどもを対象とした活動をしやすい環境をつくれます。交流・体験事業においては、こども一人一人のベースや興味・関心をふまえて、こども自身が主体的に活動していく視点を大切にします。

事業	事業内容	関係課など	区分
児童館のイベント	児童館で、遊び、工作、スポーツなどを体験する機会をつくれます。	子育て支援課	充実
サマーボランティアスクール	青少年等を対象にサマーボランティアスクールを実施し、様々な人や多様な生き方があることを実践を通じて感じる機会を提供します。	社会福祉協議会	継続
青少年の体験事業	地元企業、学校、地域ボランティアと連携し、ものづくりなどの教室、講座および親子で体験できる事業を開催します。	生涯学習スポーツ課	継続
スポーツ少年団体の活動支援	スポーツ少年団体の活動を支援し、ジュニア向けの競技スポーツの機会を提供します。	生涯学習スポーツ課	継続
総合型地域スポーツクラブの活動支援	総合型地域スポーツクラブの活動を支援し、各種のスポーツ教室、スポーツイベントを開催します。	生涯学習スポーツ課	継続
文化芸術鑑賞	より多くのこども・若者に質の高い文化芸術に触れる機会を提供するため、講座、鑑賞事業、展示会、講演会などを開催します。	町民会館	充実
芸術と科学のハーモニー事業	NPOや地元企業と連携しつつ、現代アートやアニメーション、ロボット、ものづくり、天文・宇宙などをテーマとした体験、参加型事業、講座事業を開催します。	町民会館	充実
アウトリーチ（出前公演）事業	学校等にアーティストが直接訪問し、生の演技や演奏などを届けます。	町民会館	充実

壱町田湿地植物群落の保護と公開	壱町田湿地を守る小中学生ボランティアの活動を支援していきます。	歴史民俗資料館	継続
読み聞かせ・ブックトーク	図書館、保育園での読み聞かせを行います。学校でブックトークを行います。	図書館	継続

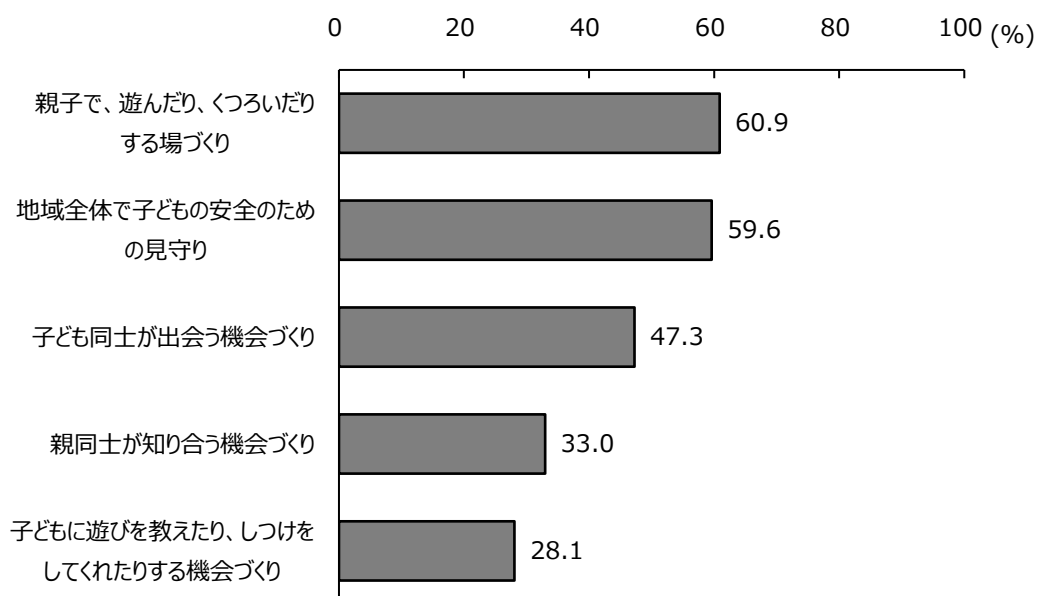
3) こどもの遊び場・居場所づくり

現状と課題

育児につながる経験のないまま保護者になる人が多いことに加え、核家族化や近隣住民とのつながりが希薄化し、子育てについてのアドバイスや手助けをしてくれる人が身近にいない状況があります。

身近な地域で充実してほしい支援として、「親子で、遊んだり、くつろいだりする場づくり」「子ども同士が会える機会づくり」「親同士が知り合う機会づくり」などが上位となっており、親子がくつろぎ、仲間づくりができたり、保護者が本音で話せ、気軽に相談できたりする場所が求められています。

図表 4-2 身近な地域で充実してほしい支援（就学前児童）



資料：武豊町「保護者アンケート」（令和5年度）

図表 4-3 町内の公園などの数

公園	ポケットパーク	ちびっこ広場	こどもの遊び場 (区管理)
23	7	52	14

資料：武豊町（令和5年度）

 施策の方向

全ての子育て家庭を対象に、安心して子育てができるように、保健センター、こども家庭センター、子育て支援センター、児童館、保育園、公園など、親子が楽しくすごし、交流・相談できる身近な場づくりに取り組みます。

また、公園・緑地等の整備や交流の場の充実を図るとともに、住民と連携しながら、住民が愛着を持って利用・管理できる公園等の運営を推進します。

事業	事業内容	関係課など	区分
子育て支援センター、児童館の運営	子育て支援センター、児童館を運営します。老朽化による改築等を検討します。屋内の遊び場の充実について検討します。	子育て支援課	充実
未就園児の親子が交流できる機会づくり	保健センターでのおしゃべりサロン・各種講座での座談会、子育て支援センターでのふれあい遊びや絵本の読み聞かせ、児童館でのわんぱくクラブ、親子ふれあいひろばなど様々な機会を提供します。ベビークラスおでかけ編にて子育て支援センターを紹介します。	健康課 子育て支援課 生涯学習スポーツ課	継続
赤ちゃんルーム にこにこルーム	子育て支援センターで子育てに不安や心配のある方や、こどもへのかかわり方に迷っている親子と楽しく遊びながら一緒に考えていく場を提供します。	子育て支援課	継続
親子クラブ	児童館で、2歳児のこどもと保護者が交流する場を提供します。	子育て支援課	継続
園庭開放	各園で、未就園のこどもと保護者を対象に、園庭の開放や行事を行います。	子育て支援課	継続
身近な広場の維持 管理・整備	遊具の点検を実施し、不良箇所の整備を行うとともに、計画的な更新を図ります。 地域住民と連携・協働をしながら、ちびっこ広場の維持管理や整備を図ります。	都市計画課	継続

基本目標２ こどもや保護者の健康の確保及び増進

1) 乳幼児と保護者の健康の確保

現状と課題

妊娠・出産・育児期における乳幼児とその母親の健康の保持と増進を図るために、妊産婦、3か月児、1歳6か月児、3歳児に健康診査、2歳児には歯科健康診査を行っています。

また、すくすく相談、ベビークラス、育児相談など、集団指導や個別指導を行う多様な機会をつくったり、乳幼児の健康診査時などにおいて専門職による相談を実施するなど、母子保健対策の充実に取り組んでいます。

子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している状況をふまえ、妊娠期から子育て世帯に対する包括的な支援の充実を図る必要があります。

図表 4-4 健康診査等の受診率・相談件数（令和5年度）

健康診査等	受診率・相談人数	事業内容
3か月児健康診査	101.7%	問診、身体測定、保健師による防災に関する集団講話、医師の診察、個別育児指導
7か月児すくすく相談	184人	身体測定、個別育児指導、栄養指導
10か月児すくすく相談	282人	身体測定、個別育児指導、歯科指導
1歳6か月児健康診査	98.1%	問診、身体測定、医師・歯科医師の診察、ブラッシング指導、フッ素塗布、個別育児指導、個別心理相談（希望者）
2歳児歯科健康診査	97.4%	問診、身体測定、歯科医師の診察、ブラッシング指導、フッ素塗布、個別育児指導、個別心理相談（希望者）
3歳児健康診査	99.7%	問診、身体測定、目の屈折検査、医師・歯科医師の診察、ブラッシング指導、フッ素塗布、個別育児指導、個別心理相談（希望者）
ベビークラス お世話編	25.7%	保健師による子育て講座と、病院看護師によるホームケアに関する講座。栄養士による離乳食の進め方についての講話と、離乳食の試食
離乳食編	35.1%	
育児相談	乳児 323人 幼児 422人	保健師による身体計測、育児相談、おしゃべりサロン

 施策の方向

健康診査、各種相談事業などを実施するとともに、母子健康手帳発行時からの相談をきめ細かく実施し、町内の関係機関との連携を図りながら切れ目のない保健対策を行い、子どもや保護者の健康の確保、子育てに関する不安や悩みなどの軽減、児童虐待の予防、子どもの発達に関する課題の早期発見に取り組みます。

事業	事業内容	関係課など	区分
妊産婦・乳児健康診査の受診促進	母子健康手帳と同時に受診票を交付し、妊婦健康診査、子宮頸がん検診、妊産婦歯科健康診査、新生児聴覚検査、産婦健康診査、乳児健康診査について、費用の一部を公費負担します。	健康課	継続
妊娠 8 か月サポートコール	妊娠 8 か月の全ての妊婦に保健師が電話をかけ、体調や出産準備など、様々な不安や疑問を聞いて情報提供を行います。	健康課	継続
産後ケア事業	産後も安心して子育てができる支援体制を確保するために、出産後 1 年未満の母及びその乳児に対して、助産師等による心身へのケアや育児のサポート等を行います。公費負担（上限あり）します。	健康課	充実
お元気ですか訪問	生後 1 ～ 2 か月児のいる全ての家庭を保健師が訪問するなど、様々な不安や悩みを聞き子育て支援に関する情報提供を行います。	健康課 子育て支援課	継続
乳幼児の健康診査等	こどもの成長に合わせて、3 か月児健康診査、すくすく相談、1 歳 6 か月児健康診査、2 歳児歯科健康診査、3 歳児健康診査、5 歳児健康診査を実施します。デジタル技術を活用した申込手続等の簡素化を図ります。	健康課	継続
健康診査時の相談機能の充実	健康診査時に遊び場（わいわい広場）を設け、待ち時間に親子と遊びながら、保育士・臨床心理士が育児・発達相談に応じます。	健康課 子育て支援課	継続

栄養相談と指導の実施	管理栄養士による栄養相談、ベビークラス（離乳食編）、すくすく相談などで、栄養や離乳食の相談に応じます。	健康課	継続
特定妊婦への支援	出産前において出産後の養育支援が必要な特定妊婦へ見守り・相談・家事援助などの支援を行います。	健康課 子育て支援課	充実

2) 子育てに関する学びの支援

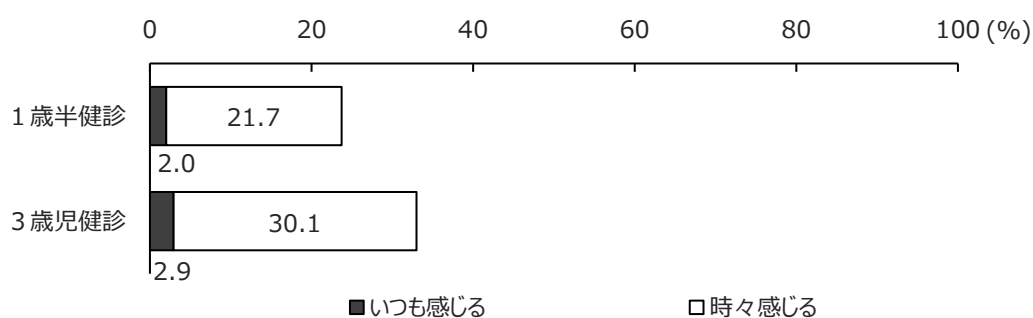
現状と課題

核家族化・少子化・地域とのつながりの希薄化の中で育った保護者たちは、小さな子どもを世話した経験も少なく、相談できる人も限られています。一方で、WebサイトやSNSの利用など出産・子育てに関する情報源が多様化している中で、保護者になる全ての人に、適切な情報と体験学習の場、仲間と出会う場を提供していく必要があります。

社会の変化、痩身志向や喫煙などの生活習慣が低出生体重児のリスクを高めることが危惧されており、健康教育の充実が必要です。

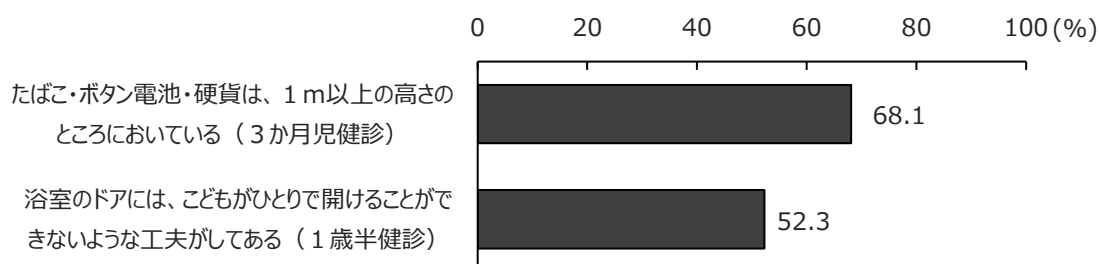
また、こどもの自己肯定感や発達の基礎となる親子の安定した愛着形成が十分ではない家庭があることや、大規模地震をはじめとした災害への備えなどの課題が指摘されており、その対応を図る必要があります。

図表 4-5 こどもの育てにくさを感じている母親の割合



資料：武豊町（令和5年度）

図表 4-6 家庭内事故の防止の取組状況



資料：武豊町（令和5年度）

施策の方向

こどもだけではなく保護者も一緒に育っていくという視点に立ち、安心して子育てを行えるよう、妊娠期から、子育てや親子の健康や愛着の形成等についての学習、育児の仲間づくりを働きかけます。

また、食育、家庭内事故防止、災害の備えや災害時の対応についての啓発を推進します。

事業	事業内容	関係課など	区分
妊娠期の子育てへの準備	妊娠期の保護者を対象に「フレッシュパパママ教室」を開催し、妊娠・子育てに関する学習機会をつくります。	健康課	充実
食育の推進	保育園・学校での野菜の栽培等、調理体験や給食だより、食育だよりによる情報提供を通じて、健全な食生活を実践する知識をもち、健康で豊かな人間性を育めるよう食育の推進に取り組みます。	子育て支援課 学校教育課 産業課	継続
家庭内事故防止や病気・ケガの対策	家庭内で起こりやすい不慮の事故の予防についてのガイドブックを配布したり、ベビークラス（お世話編）で病院看護師と連携して保護者を対象に事故の予防や心肺蘇生法等の教室を実施します。	健康課	継続
災害への備えや災害時の対応の啓発	3か月児健診で、避難場所や非常時の持ち出し品等の啓発を行います。	健康課	継続

3) 安心して医療が受けられる環境の充実

現状と課題

妊娠期からの親子の健康を守り、こどもの健やかな成長を確保するため、妊娠期から子育て期にわたり切れ目なく総合的な取組が成育基本法により求められています。

こどもの医療は、こどもの日頃の健康を守るための基本であり、万が一の場合にも安心できるような体制を整えることが重要です。本町では、入院、通院について18歳到達年度末までの全てのこどもに対する医療費の無料化に取り組んでいます。

保護者には、こどもの急病時に対応するための医療情報を周辺市町も含めて提供していく一方で、適正な受診についての理解を促していく必要があります。

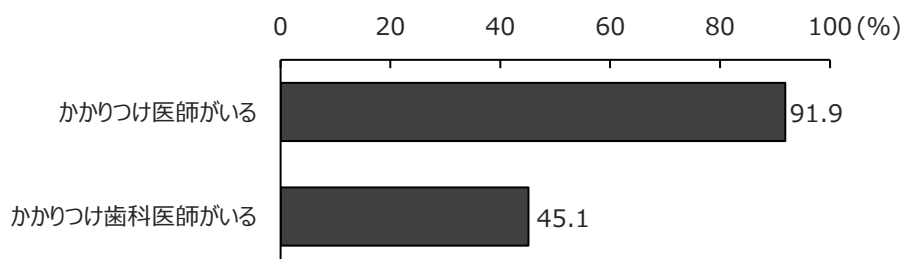
また、子育て世代の保護者を孤立させない地域づくりなど、保健施策や子育て支援施策との連携を図りながら推進していく必要があります。

図表 4-7 新生児と母親の保健

	令和2	3	4	5
低出生体重児の割合	2.5%	3.5%	2.5%	3.2%
新生児死亡率	1人(0.3%)	0人(0%)	1人(0.3%)	2人(0.9%)
乳児死亡率	0人(0%)	0人(0%)	1人(0.3%)	0人(0%)
産後1か月時点での産後うつ のハイリスク者の割合	0.6%	11.1%	11.2%	8.7%

資料：武豊町

図表 4-8 かかりつけ医師・歯科医師



資料：武豊町「3歳児健診アンケート」(令和5年度)

 施策の方向

こどもの医療については医療費の無料化、医療機関の情報提供の一層の充実、休日や夜間の医療関係機関等との連携に努めるとともに、保護者には病気のケアや家で手当てをするときに参考となる情報提供や、適正な受診についての啓発を行います。また、不妊に対する検査・治療の費用負担軽減を図ります。

事業	事業内容	関係課など	区分
子ども医療費無料化の実施	子ども医療費について、入院・通院とも18歳到達年度末まで、無料化しています。	保険医療課	継続
医療機関の情報提供	休日診療の情報について、広報・新聞・町のホームページに掲載するとともに、役場、富貴支所等でポスターを掲示します。	健康課	継続
休日や夜間の医療関係機関等との連携	休日・夜間救急医療における関係機関や町医師会などとの連携を図り、緊急の病気やケガ等に備えます。	健康課	継続
かかりつけ医の普及・定着と適正な受診の啓発	ベビークラスにて、かかりつけ医を持つことや、昼間の診療時間内の受診の推奨など、医療機関への適正な受診を啓発します。また、ホームケアの方法について伝えます。	健康課	継続
不妊検査・治療に対する支援	不妊検査・治療の経済的な負担の軽減を図るために、治療等に要する経費の一部を助成します。	健康課	充実

基本目標3 地域における子育て支援環境の充実

1) 就学前のこどもの教育・保育環境の充実

現状と課題

本町には、公立の保育園が8園、私立の認定こども園、0～2歳児を対象とした保育園がそれぞれ1園、また企業等が運営する保育事業等があります。公立の幼稚園がないこともあり、保育園に特別利用保育認定児童として積極的に受け入れています。

なお、就学前児童数は以前より減少していますが、共働き世帯の増加などにより、低年齢児の保育ニーズは、引き続き緩やかに増加していくことが予想されます。保育園の施設・設備の老朽化が進んでおり、長寿命化を図りながら、中長期的な視点から施設整備について考える必要があります。

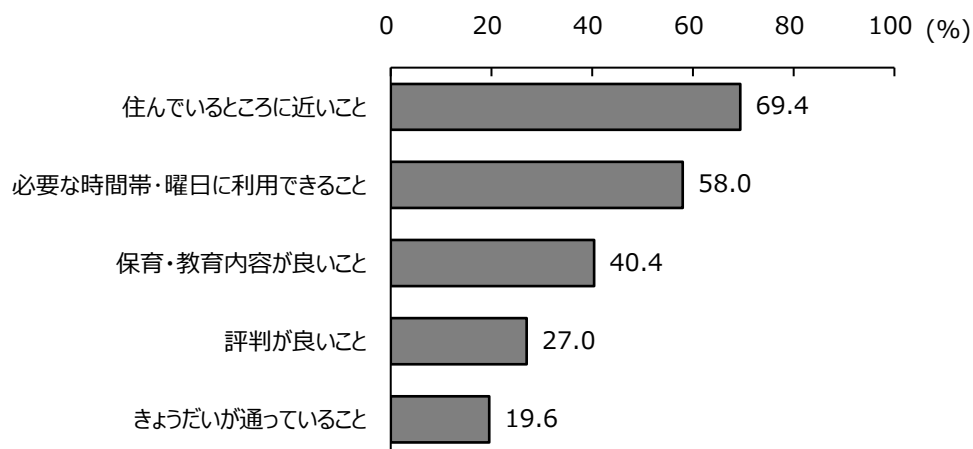
図表 4-9 保育園の園児数の推移 (人)

	令和2	3	4	5	6
0歳	35	38	38	39	38
1歳	114	125	130	132	137
2歳	154	136	154	157	167
3～5歳	1,125	1,103	1,059	1,012	1,014

資料：武豊町

注：各年度10月1日現在

図表 4-10 保育園・幼稚園を選ぶ際に重視すること（就学前児童）



資料：武豊町「保護者アンケート」（令和5年度）

 施策の方向

保育園等の運営を通じて、全てのこどもに良質な教育・保育環境を保障します。また、保育士の確保と処遇改善、研修等を通じた資質向上、地域の関連機関との連携を図るなど、教育・保育の質の向上に取り組みます。

こどもの人口の動向や保護者のニーズ、施設に求められる機能、施設の老朽化などをふまえて、保育園の整備・改築・修繕など施設整備を計画的に実施するとともに、効果的な保育園運営のあり方を検討します。

事業	事業内容	関係課など	区分
低年齢保育の充実	保護者の就労等をふまえ、0歳、1歳、2歳の低年齢児の保育の充実を図ります。	子育て支援課	充実
園の教育・保育の質の向上	担任保育士の常勤化の継続、保育園職員の研修体制の充実、また、保育支援システムの活用等により保育士の環境改善を図り、保育園における教育・保育の向上等を図ります。	子育て支援課	充実
園における保護者・地域との協働の促進	保護者懇談会、運動会、生活発表会等を通じて、保育運営などについて、保育園と保護者との連携を図ります。	子育て支援課	継続
施設の長寿命化と計画的な建替	保育園等基本方針・整備計画をもとに、施設の長寿命化と計画的な建替を図るとともに、園児数の減少や老朽化等による統廃合、民営化等運営方法を検討します。	子育て支援課	継続
手続等のデジタル化の推進	デジタル技術を活用した手続等の簡素化等を図り、子育て当事者等の利便性向上、事務負担の軽減等を図ります。	子育て支援課	充実

2) 多様な保育・預かりの推進

現状と課題

本町では、19時まで延長保育を実施している保育園等は10園で、一時的保育は2園で実施しています。保護者アンケートでは、病児病後児保育、一時的な預かりなど多様な保育ニーズがうかがわれます。今後も、働きながらこどもを育てている人が、安心して働くことができるよう、また、保護者の用事や子育て負担の軽減など、多様化する保育ニーズに対応していく必要があります。

児童クラブは、保護者が就労している小学生児童の放課後の生活の場として、各小学校区に1つずつ計4か所で運営しています。保育ニーズと同様に、利用希望者の増加、利用形態の多様化などへの対応を図ることが求められています。

図表 4-11 保育・預かり利用者の推移

	令和2	3	4	5
一時的保育（利用件数）	247	713	577	676
ファミリー・サポート・センター事業（利用件数）	1,017	2,188	1,515	976
児童クラブ （4月1日現在登録児童数）	329	363	394	385

資料：武豊町

 施策の方向

こどもの幸せを第一に考えるとともに、保護者の就労状況や家庭環境等を十分にふまえて、延長保育やこども誰でも通園制度をはじめ多様な事業の充実に取り組みます。

児童クラブについては、入会児童の高学年化や、長期休業期間も含めた受入児童数の拡大に対応するために、運営体制の充実や施設整備などを図ります。

事業	事業内容	関係課など	区分
延長保育	全園で延長保育を実施します。	子育て支援課	継続
休日保育	日曜日や祝日における保育の実施を検討します。	子育て支援課	充実
一時的保育、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	保護者の就労の有無にかかわらず、保育園等で、一時的に保育します。国の制度化の状況をふまえて、保護者が利用しやすいしくみをつくります。	子育て支援課	新規
病児病後児保育	民間団体等での実施に向けて検討します。	子育て支援課	充実
ファミリー・サポート・センター事業	援助活動や会員数の増加、子育て支援センターとの連携、会員間の交流支援など、制度の普及に取り組みます。 より住民のニーズに対応するため、民営化等事業のあり方を検討します。	子育て支援課	充実
子育て短期支援事業（ショートステイ）	地域の児童養護施設との連携を図りながら、保護者が一時的にこどもを養育することが困難になった際に宿泊で預かります。	子育て支援課	継続
子育て支援ヘルパー派遣事業	妊娠期または乳幼児の育児期に、育児不安や体調不良等から家事及び育児が困難な人に、ヘルパーを派遣します。	子育て支援課	継続
子育てリフレッシュ講座の開催	子育て中の保護者を対象に託児付の講座を開催することで、子育て中のストレスの解消や家庭教育の学習機会をつくります。	生涯学習スポーツ課	継続

児童クラブの運営・整備	待機児童の解消及び受け入れ体制の充実を図るとともに、民間委託等効果的な運営のあり方を検討します。デジタル技術を活用した手続等の簡素化等を図り、子育て当事者等の利便性向上、事務負担の軽減等を図ります。	子育て支援課	充実
-------------	---	--------	----

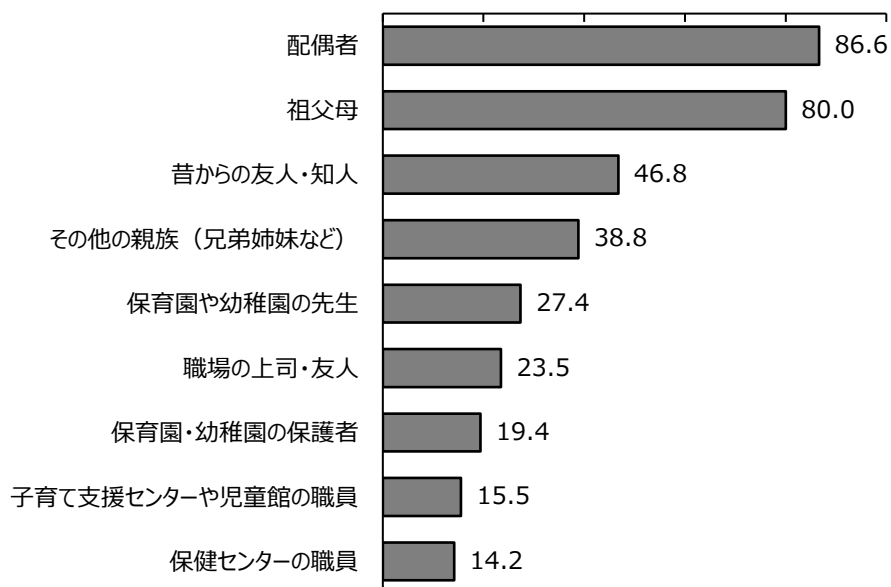
3) 子育ての相談や情報提供

現状と課題

保護者がこどもの養育について、第一義的に責任をもっています。ただし、子育てはうまくできなくて悩むことがあります。保護者が自分だけで背負わずに誰かに相談し、必要な支援を受けたり、学んだりすることがしやすい環境をつくっていく必要があります。

なお、町内には様々な相談窓口や子育て支援施設や地域での交流の場がありますが、そこへの参加の方法がわからなかったり、ためらったり、参加を避ける保護者への子育て支援が課題となっています。

図表 4-12 相談先（就学前児童）₀ 20 40 60 80 100 (%)



資料：武豊町「保護者アンケート」（令和5年度）

 施策の方向

子育て中の保護者が抱える様々な問題や悩みに対し、適切な対応がとれるよう、保健センター・子育て支援センター・児童館・保育園などの身近な場で相談を行うとともに、妊娠・出産・子育てに関する総合相談窓口を設置します。

また、協働や民営化等運営方法を検討します。

乳児家庭へ全戸訪問する「お元気ですか訪問」や町のホームページなど、様々な手法で子育て相談・情報提供を行います。

事業	事業内容	関係課など	区分
子育てに関する相談体制の充実	保健センター・保育園・児童館・子育て支援センターで、子育てに関する相談に応じます。また、妊娠・出産・子育てに関する総合相談窓口（こども家庭センター）を設置するとともに、担当職員の研修体制を充実させます。	子育て支援課 健康課	充実
子育てに関する情報提供	ホームページやSNSにて子育て情報の提供を行います。 保健センター・保育園・児童館・子育て支援センターで子育てに関する情報提供を行います。	子育て支援課 健康課	継続
外国人の親子の相談・情報提供等	外国語を話せる職員を配置します。ホームページでの多言語対応により、情報提供を行います。 日本語教室を開催します。	秘書広報課 企画政策課	継続

基本目標4 学童期・思春期・青年期の健やかな成長への支援

1) こども一人一人を大切にした教育

現状と課題

本町には4つの小学校、2つの中学校があります。学校教育の指針として、「確かな学力、豊かな心、たくましい体」をこどもの姿として、日々の教育活動に取り組んでいます。

全国的にいじめ認知件数・不登校児童生徒数は増加してきております。

本町の令和5年度のいじめ認知件数は37件、不登校児童生徒数は175人となっています。誰一人取り残されず、安心して学ぶことができる環境を整えることが課題となっています。

武豊町の学校教育の指針（求める子ども像）

～確かな学力、豊かな心、たくましい体～

- 進んで、あいさつ・返事・整理整頓ができる礼儀と節度をもった子ども
- 自ら学び、自分の思いや考えをはっきりと表現できる子ども
- 自分の考えを表現したり、他人の意見を聞いたりして、自らを高め、
周りとともによりよく生きようとする子ども
- 人々や社会のために役立つことに喜びをもち、進んで行動する子ども
- 自他のいのちを尊重し、思いやりの心をもち、進んで心や体を鍛える子ども

図表 4-13 いじめの状況

	小学生	中学生	合計
いじめ認知件数	27	10	37

図表 4-14 不登校の状況

	小学生	中学生	合計
不登校児童生徒数	67	108	175

図表 4-15 スクールカウンセラーへの相談内容

	不登校	家庭環境	心身の健康・保健	友人関係	その他	合計
相談件数	83	76	41	52	44	296

資料：武豊町教育委員会（令和5年度）

 施策の方向

一人一人のこどもが、かけがえのない個性のある存在として認められ、自己肯定感をもって成長することができるように、個を大切にした教育、いのちの教育を行うとともに、いじめの防止、不登校のこどもへの支援などを行います。

事業	事業内容	関係課など	区分
個を大切にした教育	こども一人一人の興味や関心、発達や学習の課題等をふまえ、それぞれの個性に応じた学びを引き出し、一人一人の資質・能力を高めていきます。	学校教育課	充実
いのちの教育	教育活動全般の中で「自他のいのちの尊重」や「命のつながり（連続性）」について、こどもが意識できる場面を設けます。小中学校において、「いのちの教育」を実施し、自他のいのちを大切にする心を育て、共に学び合い高め合える児童生徒の育成を目指します。	学校教育課	充実
SOSの出し方に関する教育	「SOSの出し方に関する教育」の授業を実施し、心の不安や悩みを表現したり、対処したりできる児童生徒の育成を図ります。	学校教育課	充実
いじめへの対策	各学校でいじめ防止基本方針を作成し、いじめの防止や早期発見、情報モラル教育の実施、いじめが発生した際の適切な対処等に取り組みます。	学校教育課	充実
教育支援センターの設置	不登校傾向や教室に入ることが難しい児童生徒の居場所として、校内に教育支援センターを設置します。また、校外の教育支援センターでは不登校児童生徒の学校以外の学びの場、保護者の教育相談窓口として展開しています。	学校教育課	充実
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による対応	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を配置し、児童生徒や保護者等の心のケアや、不登校や問題行動等の児童生徒への対応に取り組みます。	学校教育課	継続

2) 家庭・地域における子育て力の向上

現状と課題

子育ては、家庭や地域での暮らしの中で行われるもので、こどもの育ちにに応じた家庭教育が必要です。こどもの成長とともに、保護者も学び、成長していくことが欠かせません。

また、本町では、地域とともにある学校づくりを目指して、家庭や地域住民と一緒に育てたいこども像を共有し、地域住民の参加を得ながら教育を行っています。絵本の読み聞かせ、こどもの見守りや交通安全などのグループが子育てや教育を支援する住民ボランティアグループとして活動しています。

令和6年度から各小中学校で順次、コミュニティ・スクールを導入し、地域と学校の連携・協働を進めます。

教育の充実を図るとともに、学校が家庭や地域と連携しながら地域の子育て支援や教育の拠点となっていくことが望まれます。

保護者・地域・教育関係団体との連携と協働

〔保護者〕 単位PTA	PTA連絡協議会
〔地 域〕 各区	各校教育後援会
〔団 体〕 いじめ不登校対策協議会	壱町田湿地を守る会
NPOたけとよ	各学校活動支援団体
家庭教育推進連絡協議会	更生保護女性会
子ども会育成連絡協議会	スマイルネットワーク
スポーツクラブ	生徒指導推進連絡協議会
保護司会	民生委員・児童委員協議会
要保護児童対策地域協議会	ライオンズクラブ

 施策の方向

学校、家庭、地域、行政が連携を密にし、それぞれの役割を十分に発揮し、協働してこどもの成長を支える体制をつくります。また、「地域のこどもを地域の大人が育てる」ことを主軸に、小学校区での家庭教育推進連絡協議会等の取組を推進します。

子育て家庭の孤立を防ぎ、保護者間の連携を図るため、同年代のこどもを持つ保護者同士の交流、子ども会の育成に取り組み、保護者の主体的な子育て活動を支援します。

事業	事業内容	関係課など	区分
地域に開かれた学校づくり、地域とともにある学校づくり	各小中学校に学校関係者評価委員会を設け、学校教育活動の評価を行います。また、学校公開の実施や学校だより、ホームページによる情報発信など、地域に開かれた学校づくりに取り組みます。コミュニティ・スクールの導入を推進し、家庭・地域社会との連携による地域とともにある学校づくりを進めます。	学校教育課	充実
学校における保護者との連携の促進	P T A活動、保護者懇談会等を通じて、学校運営、家庭教育などについて、学校と保護者の連携を図ります。	学校教育課	継続
学校における地域人材の活用	地域住民が講師になったり、各種団体との連携を推進したりするなど、学校での地域人材の活用を支援します。	学校教育課	継続
「早寝・早起き・朝ごはん」運動	こどもの基本的生活習慣の確立や生活リズムを確立するため、「早寝・早起き・朝ごはん」を家庭に働きかけます。	学校教育課	継続
家庭教育推進連絡協議会	地域・保護者・学校などの参加を得て各小学校部会の事業を支援します。	生涯学習スポーツ課	継続
子ども会の育成	地域のこどもと保護者の主体的な活動である子ども会活動や、子ども会育成連絡協議会を支援します。	社会福祉協議会 子育て支援課	継続
子育てボランティアの運営支援	ボランティアグループへの相談や情報提供、ボランティア保険への加入及び一部保険料の補助を行います。	社会福祉協議会	継続

3) 困難を有するこども・若者への支援

現状と課題

こども・若者や家庭が抱える困難や課題は、様々な要因が複合的に重なり合って、孤独・孤立、非行、ニート、ひきこもりといった様々なかたちで表れます。このため、こども・若者への支援に加え、保護者への支援をはじめとする成育環境や社会的養護への対応も含め、重層的にアプローチをする必要があります。

本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども、いわゆるヤングケアラーの問題にも留意する必要があります。

また、全国的にこどもの自殺者数が増加傾向にあります。本町においても、令和元年～5年までの20歳未満の自殺者数は7人、20～30歳代は7人となっています。

施策の方向

悩みや不安を抱えるこども・若者、ひきこもり、問題行動など、特別な配慮を必要とするこども・若者やその家族が、相談などを通じて支援機関につながり、必要に応じて教育、福祉、保健、医療などの支援が受けられるように、多様な相談窓口の設置、支援者の人材育成、関係機関の連携体制の充実などを行います。

事業	事業内容	関係課など	区分
有害環境に対する取組	武豊町青少年健全育成推進町民大会の開催、有害図書の回収など、青少年を取り巻く環境の健全化に取り組めます。	生涯学習スポーツ課	継続
ひきこもり等に悩む方への支援	ひきこもりや不登校に悩む当事者やその家族に対し、臨床心理士による相談事業や、参加者が安心して活動できる居場所づくり事業を実施し、支援します。	生涯学習スポーツ課	継続
ヤングケアラーへの支援	スクールソーシャルワーカー等の支援により、ヤングケアラーを早期に発見して、寄り添い、必要に応じて適切な支援につなげます。	学校教育課	充実

基本目標5 支援を必要とするこども・若者と家庭への支援

1) 切れ目のない支援体制の構築

現状と課題

こどもが若者となり自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでに、医療、保健、保育、教育、福祉など様々な支援が必要です。ただし、出産、入園、入学、卒業、成人などで、こども・若者・保護者を取り巻く環境は大きく変化します。

そのような環境の変化にかかわらず、全てのこども・若者・保護者が必要な支援につながり続けるように、関係機関の連携を進めるとともに、連携の拠点となる機能の充実が求められます。

施策の方向

こども・若者・保護者のライフステージの変化によって、支援やつながりが途切れないよう、関係機関が情報を共有し、切れ目のない支援体制の構築を図ります。また、こども家庭センターを設置し、町の連携拠点として、妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的な相談や支援を行います。

事業	事業内容	関係課など	区分
こども家庭センター	全ての妊産婦、子育て世帯、こども（18歳到達の年度末までのこども）に対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体となり、専門職による家庭の状況に応じた相談や要保護児童対策地域協議会等の関係機関の支援に繋がります。 長期化するケースの増加に伴い、そこに至る前の予防的支援を中心に行います。	子育て支援課 健康課	新規

重層的整備支援体制	子育て支援センター等の既存の相談支援の取組を生かしつつ、地域住民が抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対する包括的な支援体制を構築するため、属性を問わない相談支援、参加支援（社会とのつながりを段階的に回復する支援）、地域づくりに向けた支援（地域での交流の場などの整備に関する支援）を一体的に実施します。	福祉課 子育て支援課 社会福祉協議会	充実
家庭訪問型子育て支援事業	子育てに不安を持つ家庭や多胎育児家庭などに対し、研修を受けたボランティア（地域の子育て経験者）が訪問し、傾聴や協働等の活動を行うことで子育ての孤立感や不安感の軽減を図ります。	子育て支援課	継続
民生委員児童委員協議会との連携	民生委員児童委員協議会を通じて、行政と主任児童委員等との間で、常に情報を共有し、多様化する児童福祉ニーズにきめ細かく対応する体制をつくります。	子育て支援課 福祉課	継続
保健と園の連携	乳幼児健康診査や訪問、育児相談等でのこどもや保護者の様子について必要時、情報連携を行い、支援の充実を図ります。また、定期的な保育園巡回にて、支援が必要な家庭を捉えることに努めます。	健康課 子育て支援課	継続
園と学校の連携	保育園等と小学校との情報連携を図り、小学校への円滑な移行及び支援やつながりが途切れないようにします。	子育て支援課 学校教育課	充実
学校と卒業後の支援機関との連携	義務教育の終わる中学校卒業後の支援体制を整えます。	子育て支援課 学校教育課	充実

2) 要保護児童等の支援

現状と課題

近年、児童虐待の通報件数は増加しており、各方面で取組の強化が図られています。就学前の保護者アンケートをみると、「子育てのストレスがたまって、こどもに手をあげたり、世話をしなかったりしてしまうこと」をあげる人は約1割で、子育てを辛いと感じる保護者で回答率が高くなる傾向がみられます。

これらのことから、虐待につながる意識は潜在的にあるという前提に立って、子育ての身近な相談、複雑な家庭環境に対応する専門的な相談、必要に応じたきめ細かな支援や継続的な支援などを提供する体制をつくり、保護者の孤立感や過度な負担感を軽減していく必要があります。

図表 4-16 児童虐待等に関する対応件数

	令和2	3	4	5
対応件数	877	961	874	1,001

資料：武豊町

施策の方向

子育てに関する各種相談、要保護児童対策地域協議会など、虐待防止・早期発見・早期対応体制の充実を図ります。また、児童虐待の防止や体罰によらない子育ての推進、里親制度の普及に向けて、啓発・パンフレットの配布などに取り組みます。

事業	事業内容	関係課など	区分
子育てに関する専門的な相談への対応	子育て支援センターでの臨床心理士や言語聴覚士による相談、保健センターにおける育児相談・心理相談などを行います。	子育て支援課 健康課	継続
児童虐待防止の啓発	広報誌、パンフレット配布等を通じて、また、オレンジリボンキャンペーンとの連携により、児童虐待防止の啓発に取り組みます。	子育て支援課	継続
児童虐待通報受付、調査・相談	児童虐待の通告を受理し、安否確認などを行います。その後、家庭訪問、面接、電話にて継続支援を行います。また、虐待の実態調査・相談についても実施します。	子育て支援課	充実
要保護児童支援のための体制づくり	要保護児童対策地域協議会において、代表者会議、実務者会議、個別ケース会議を設け、各機関の連携と、適切な対応を図ります。地域資源や必要なサービスをつなぐソーシャルワーク機能の充実を図ります。	子育て支援課	充実
養育に困難を抱える家庭の支援	お元気ですか訪問、乳幼児健康診査などの結果をふまえ、支援が必要な家庭に、子育ての相談、情報提供、養育支援家庭訪問などを行います。	子育て支援課 健康課	充実

3) こどもの貧困・格差への対策

現状と課題

こどもの貧困は、経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面など様々な面において、こどものその後の人生に影響を及ぼします。こうした貧困の連鎖を断ち切るために、社会全体で解決することが重要です。

本町のアンケート結果では、子育てを辛いと感じるときについて「食事や栄養に関すること」「子どもを叱りすぎているような気がする」「子どもとの時間を十分にとれないこと」などをあげており、子どもが習い事に「特に通っていない」の割合が高く、「経済的な負担軽減」の充実を望み、「母同居（ひとり親家庭）」の割合が高い傾向がみられます。

- ・子育てを辛いと感じるとき（就学前児童）

- 食事や栄養に関すること

- 子どもを叱りすぎているような気がする

- 子どもとの時間を十分にとれない

- 仕事や自分のやりたいことが十分できない

- 育児の方法がよくわからない

- *年収が200万円未満の家庭の割合が高い上位5項目

資料：武豊町「保護者アンケート」（令和5年度）

施策の方向

こどもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、教育、生活、保護者の就労、経済的支援など必要な環境整備を行います。

事業	事業内容	関係課など	区分
学習支援	土曜日等に地域の協力のもと、学習を支援する機会を設け、その参加を働きかけます。	生涯学習スポーツ課	継続
経済的困難を抱える子育て世帯への支援	生活に困窮する方の早期発見に努め、支援機関等へ適切につなぎます。	福祉課 社会福祉協議会	継続
子ども食堂への支援	食べることに困っていたり、孤食のこどもを含む全てのこどもの居場所を確保するため、地域の子ども食堂を支援します。	福祉課 社会福祉協議会	充実
要保護・準要保護児童生徒援助費の支給	生活困窮世帯の保護者に、給食・学用品費等の費用の一部を援助します。	学校教育課	継続

4) ひとり親家庭の支援

現状と課題

ひとり親家庭数については、近年、やや減少しています。ひとり親家庭は、就労・経済環境・生活・家族関係・子育てなど多様な課題を抱えがちです。それぞれの家庭が自立した生活を営めるよう、多面的な支援を行うことが重要です。

図表 4-17 児童扶養手当を受けている家庭

	母子	父子	合計
令和2	305	12	317
令和6	252	8	260

資料：武豊町

注：ひとり親家庭等に支給（所得による支給制限有） 各年度4月1日現在

施策の方向

ひとり親家庭が自立して安定した生活を営めるよう、保育サービスの提供、日常生活の支援、就労支援などに取り組みます。

事業	事業内容	関係課など	区分
ひとり親家庭への保育サービス等への提供	ひとり親家庭の保護者への配慮として、園の入所基準等の配慮、早朝保育・延長保育、放課後児童クラブを実施します。	子育て支援課	継続
ひとり親家庭への生活支援の推進	ひとり親家庭に対し、日常生活への支援として、児童扶養手当や医療費の助成等の支援を実施します。	子育て支援課 保険医療課	継続
ひとり親家庭の保護者の就労支援	ひとり親家庭の保護者が職業能力開発や就業しやすい資格を取得するための講座を紹介します。	子育て支援課	継続

5) 障がいのあるこどもとその保護者の支援

現状と課題

障がいのあるこどもへのサポートは、「障がいのあるなしに関わらず、だれもが分け隔てなく、普通の生活を送ることができる社会の実現」というノーマライゼーションの理念に基づいて進めていかなければなりません。保護者の不安を軽減し、障がいのあるこども一人一人がそのこどもに合った環境で育ち、障がいの状況に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、地域で生き生きと生活できるような環境づくりが必要です。特に、発達障がいについては、社会での一層の理解を促すとともに、家族が適切な育児が行えるよう支援を充実させていくことが必要です。

図表 4-18 障がい児数

	令和2	3	4	5	6
あおぞら園の利用児童（人）	17	18	26	19	22
障がい児保育の利用児童（人）	69	125	152	137	138

注：各年度4月1日現在

施策の方向

障がいのあるこどもを早期発見し適切な対応ができるように相談体制を充実させていくとともに、障がいのあるこどもと保護者が地域で安心して生活できるよう、療育、保育、特別支援教育など、インクルーシブの視点をふまえ、きめ細やかな支援に取り組みます。

事業	事業内容	関係課など	区分
相談事業の推進	乳幼児期における発達相談や健康相談を行うとともに、育児相談や各種教室、訪問相談等を行います。また、専門機関と保護者をつなぐコーディネーターの役割を担い、連携しながら療育相談の支援に努めます。	子育て支援課 健康課	継続
発達等に心配のあるこどもの遊びや相談の場の提供	発達などに心配のある1～2歳児とその保護者を対象に、「親子遊び方教室」を定期的に実施します。	子育て支援課 健康課	継続

療育事業	障がい児が地域で適切なサービスを受けられるよう、児童発達支援、放課後等デイサービス等の療育事業の充実に努めます。	福祉課 子育て支援課	充実
あおぞら園の療育環境の充実	2～5歳児を対象に心身の発達に不安のある児童や障がいを持った児童の通園、相談支援を実施します。 様々な障がい特性に対応できる受入環境の整備・拡大を図ります。 児童発達支援センターへ移行し、地域の中核的な療育支援を図ります。 東大高保育園との複合施設により、障がいの有無に関わらず、一緒に助け合いながら暮らしていくことが当たり前と思える環境を目指します。	子育て支援課	充実
障がい児保育	障がい児指定園として、保育士の加配等、統合保育に資する環境整備を推進します。障がいに応じた専門的な保育ができるよう、保育士の研修を充実します。	子育て支援課	充実
特別支援教育等の推進	個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成等により、一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育を進めるとともに、通級指導教室を有効に活用します。	学校教育課	充実
教育的支援の充実	特別支援員、生活支援員、スクールアシスタントを適正に配置するとともに、教職員に対して研修を行います。	学校教育課	充実
医療的ケア児支援	医療的ケア児の支援を調整する医療的ケア児等コーディネーターを増員します。 あおぞら園と保育園での受け入れ体制について整備します。 知多南部地域自立支援協議会子ども部会（南知多町、美浜町、武豊町）にて関係機関と支援について協議します。	子育て支援課 健康課 福祉課 社会福祉協議会	充実

乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援体制の推進	乳幼児期から学校卒業まで、対象児童の支援に関する円滑な引継ぎを行うため、サポートファイル等を活用しながら、関係機関が一体となって情報連携及び支援を行います。	子育て支援課 学校教育課 健康課 福祉課	継続
障がい児への助成	在宅で心身に障がいのある児童に対し、障がいの程度により障害者手当等の支給やタクシー料金、バス運賃助成を実施します。	福祉課	継続

基本目標6 こどもを安全に安心して産み育てられるまちづくり

1) 子育てをしやすい生活環境や安全の確保

現状と課題

こどもたちが地域で健やかに育っていくためには、こどもやこども連れの保護者が安心して外出できるような、こどもの視点、こども連れの保護者の視点にたった環境の整備が大切です。

本町では良好な住環境を備えた新市街地が形成されてきている一方、古くからの市街地では住宅が建てこみ、狭い道路も多く、防災や交通安全等に課題が残されています。こどもについては、歩行中や自転車乗車中の事故がみられ、こどもの特性をふまえた交通安全教育や、通学路をはじめとした安全な道路環境の整備が求められています。

こどもを巻き込む犯罪に不安を抱く声が多くあげられています。保護者アンケートによると、今後、身近な地域で充実するとよい支援について、「地域全体でこどもの安全のための見守り」の回答が最も多くなっています。

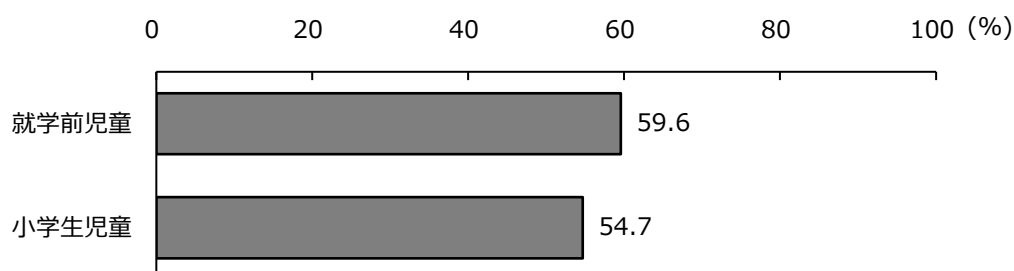
こどもを交通事故や犯罪などの被害から守り、安全を確保するためには、町や警察をはじめ関係機関、地域が一体となって協力し、地域全体で交通安全対策・防犯対策に取り組まなくてはなりません。

図表 4-19 こどもの事故等

	令和2	3	4	5
こどもの交通事故数	12	5	4	15
不審者情報等（件）	22	9	27	24

資料：武豊町

図表 4-20 身近な地域で充実するとよい支援（こどもの安全のための見守りの回答率）



資料：武豊町「保護者アンケート」（令和5年度）

施策の方向

①こどもや親子がすごしやすい都市環境の整備

全ての人がすごしやすいまちをつくるため、ユニバーサルデザインやバリアフリーの考えに基づいた都市環境を整備するとともに、多機能トイレなど妊産婦や乳幼児が利用しやすい設備等の導入を図ります。

事業	事業内容	関係課など	区分
子育てを支援する都市環境の整備	公共施設のバリアフリー化、公共施設への多機能トイレを推進し、授乳・オムツ替えの場所などの確保を図ります。	都市計画課 子育て支援課	充実

②交通安全の推進

こどもが安心して外出できるように、児童生徒への交通安全教育の充実、交通安全に対する広報・啓発活動、交通安全施設の整備など、総合的な交通事故防止対策を推進します。

事業	事業内容	関係課など	区分
交通安全教育の推進	児童生徒への交通安全教育の充実を図ります。	防災交通課	充実
交通安全の広報・啓発活動の充実	交通安全運動や交通安全キャンペーンなどの広報・啓発活動を推進します。	防災交通課	継続
交通安全対策の推進	交通事故等の防止や通学路の安全を図るため、交通安全施設の整備を図ります。	防災交通課	継続

③こどもが犯罪に出会いにくいまちづくり

こどもを犯罪などの被害から守るため、武豊町安全で安心なまちづくり条例に基づき、保護者・地域・警察・学校・行政の連携を図り、防犯対策の推進や登下校時の見守り活動の促進などに取り組みます。

事業	事業内容	関係課など	区分
防災・防犯に関する情報提供 情報のメールサービス及びLINE	災害情報や不審者情報等をホームページやSNSにて提供を行います。	防災交通課	充実

見守り・防犯パトロールの促進	地域安全パトロールを実施するとともに、住民による登下校時の見守りや地域防犯パトロール活動、3 A + 1 運動を支援します。	防災交通課 学校教育課 福祉課 子育て支援課	継続
防犯カメラの設置	通学路の交差点を中心に防犯カメラの増設を目指します。	防災交通課	充実

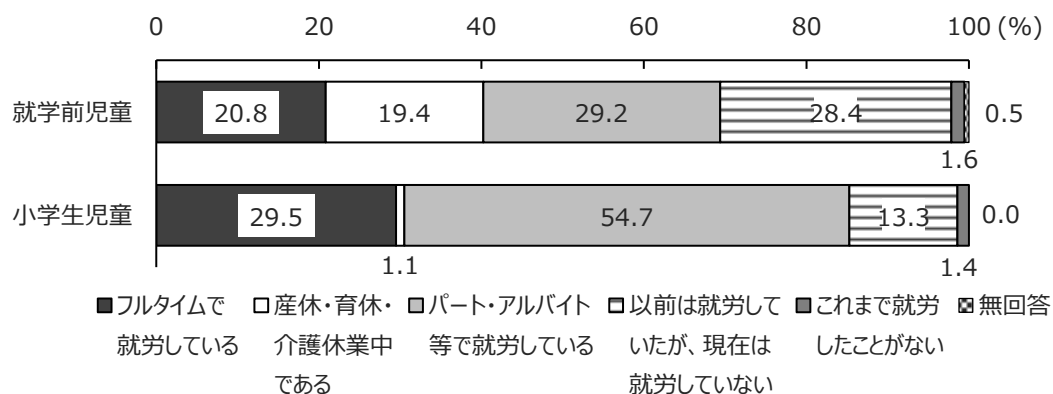
2) 仕事と子育ての両立の推進

現状と課題

子育て家庭の就労状況をみると、父母ともに働く共働き家庭の割合が高くなっています。仕事と子育てを両立するためには、こどもの預け先と並んで、家庭における家事・育児の分担、職場環境の整備が必要です。

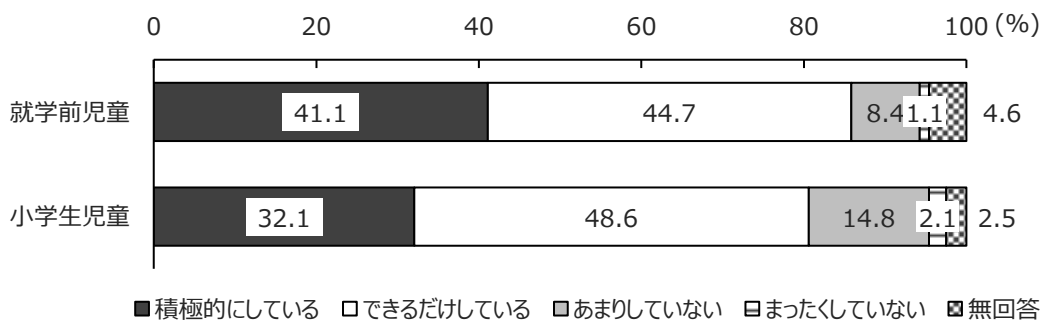
保護者アンケートでは、育児休業等を取得しながら出産後もフルタイムで就労する人、こどもが一定の年齢になったらパート・アルバイトで就労する人、就労していない人など多様であり、それぞれの状況や意向をふまえた支援が求められます。また、父親の育児・家事についても、引き続き啓発していく必要があります。

図表 4-21 母親の就労状況



資料：武豊町「保護者アンケート」（令和5年度）

図表 4-22 父親の育児・家事の状況



資料：武豊町「保護者アンケート」（令和5年度）

 施策の方向

仕事と子育ての両立をしながら働ける環境をつくるため、多様な働き方が選択できる制度の普及を図るとともに、働く保護者が周囲の理解を得られるように、住民・企業に対する啓発を行います。

また、就労している保護者の仕事と子育ての両立を念頭に置き、保育園・小学校の行事等を実施するとともに、父親の育児参加の啓発に取り組みます。

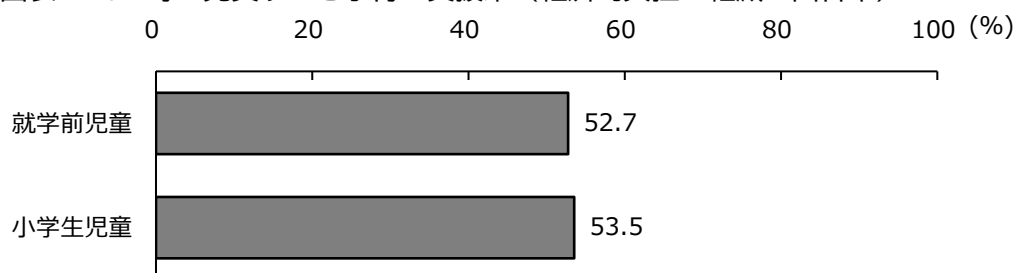
事業	事業内容	関係課など	区分
職業生活と家庭生活の両立についての啓発	住民に、仕事と育児や介護の両立制度や女性活躍に取り組む企業等の情報提供や両立支援に関する講演会・講座を実施します。	産業課 企画政策課	継続
働く保護者に合わせた園や学校行事の実施	働く保護者に対して保育園行事や学校行事は、各保育園・学校においてなるべく多くの保護者が参加できるような配慮をします。	子育て支援課 学校教育課	継続
父親の育児・家事の啓発	保健センターの「フレッシュパパママ教室」、子育て支援センターの「お父さんと遊ぼう」などを開催して、父親の積極的な参加を呼びかけます。父親向けアンケートを実施し、ニーズの発掘に努めます。	健康課 子育て支援課	継続

3) 経済的な負担の軽減

現状と課題

アンケートで、町が充実すべき子育て支援策について、「経済的負担の軽減」をあげる割合は、就学前児童で 52.7%、小学生児童で 53.5%と高く、家庭等における生活の安定、次代の社会を担う児童の健やかな成長に向けて、子育ての経済的な負担の軽減を図るための施策が求められています。

図表 4-23 町が充実すべき子育て支援策（経済的負担の軽減の回答率）



資料：武豊町「保護者アンケート」（令和5年度）

施策の方向

国や県の諸制度をふまえながら、児童手当など各種手当の支給、幼児教育・保育の無償化、子育て家庭への優待事業、幼稚園の預かり保育や認可外保育所等を対象とした子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図ります。また、子育てのための施設等利用給付に係る施設の確認、公示、指導監督等については、愛知県との連携や情報共有を図りながら、適切な施設等利用給付の実施に努めます。

また、結婚新生活支援補助金により新居の購入費、家賃、引越し費用等を支援します。

事業	事業内容	関係課など	区分
結婚新生活支援補助金	新婚世帯の新居の購入費、家賃、引越し費用等の支援をします。	企画政策課	継続
産前産後期間の国民年金保険料免除	国民年金第1号被保険者の産前産後期間の国民年金保険料を免除します。	保険医療課	継続
産前産後期間の国民健康保険税免除	国民健康保険に加入されている人の産前産後期間の国民健康保険税を免除します。	保険医療課	継続
出産育児一時金制度	国民健康保険に加入されている人が出産された場合に出産育児一時金を支給します。	保険医療課	継続

児童手当の支給	国の制度に基づき、児童手当等を支給します。	子育て支援課	継続
子育て家庭の優待事業の促進	行政と店舗等との協働で、こどもとその保護者向けの特典やサービスを実施する協賛店舗等を募る子育て家庭優待事業を実施します。	子育て支援課	継続
私立幼稚園の利用者への費用助成	町外の私立幼稚園へ通う低所得世帯等を対象に副食の提供に要する費用を助成します。	子育て支援課	継続

第5章 計画の推進

1 重点施策

基本目標1 こども・若者の学び育ちを応援するまちづくり

事業	区分	令和11年度目標
様々な体験機会の充実	充実	青少年等を対象にサマーボランティアスクールを実施し、様々な人や多様な生き方があることを実践を通じて感じる機会を提供します。 児童館及び生涯学習施設において、NPOや地域と連携しながら、芸術、科学、読書、スポーツなどこども向けの各種事業を実施して、体験の場を提供していきます。
子育て支援センター、児童館の改修等	充実	子育て支援センター、児童館について、老朽化による改修等を検討します。 屋内の遊び場の充実について検討します。
親子が交流できる機会づくり	継続	おしゃべりサロン・各種講座での座談会、ふれあい遊びや絵本の読み聞かせ、わんぱくクラブや親子クラブ、親子ふれあいひろばなど様々な機会を提供します。

基本目標2 こどもや保護者の健康の確保及び増進

事業	区分	令和11年度目標
産後ケア事業	充実	産後も安心して子育てができる支援体制を確保するために、出産後1年未満の母及びその乳児に対して、助産師等による心身へのケアや育児のサポート等を行います。利用料を公費負担（上限あり）します。
特定妊婦への支援	充実	出産前において出産後の養育支援が必要な特定妊婦へ見守り・相談・家事援助などの支援を行います。
妊娠期の子育てへの準備	充実	妊娠8か月の全家庭へ電話かけをします。 フレッシュパパママ教室について、愛着の形成の重要性を伝えるなど内容の充実を図ります。また、受講者延数（妊産婦と夫）の増加を目指します。 189人(令和5年度)⇒210人

基本目標3 地域における子育て支援環境の充実

事業	区分	令和11年度目標
低年齢保育の充実	充実	低年齢児保育の定員増を目指します。 0歳児 35人（令和6年度）⇒59人 1、2歳児 299人（令和6年度）⇒334人
保育園の改修等	継続	保育園等基本方針・整備計画をもとに、施設の長寿命化と計画的な建替を図るとともに、園児数の減少や老朽化等による統廃合、民営化等運営方法を検討します。
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	新規	国の制度化の状況をふまえて、保護者が利用しやすいしくみをつくります。
児童クラブの運営・整備	充実	児童クラブの定員増を目指します。 378人（令和6年度）⇒553人

基本目標4 学童期・思春期・青年期の健やかな成長への支援

事業	区分	令和11年度目標
いのちの教育	充実	小中学校において、「いのちの教育」を実施し、自他のいのちを大切にする心を育て、共に学び合い高め合える児童生徒の育成を目指します
いじめへの対策	充実	各学校でいじめ防止基本方針を作成し、いじめの防止や早期発見、情報モラル教育の実施、いじめが発生した際の適切な対処等に取り組みます。
教育支援センターの設置	充実	不登校傾向や教室に入ることが難しい児童生徒の居場所として、校内に教育支援センターを設置します。また、校外の教育支援センターでは不登校児童生徒の学校以外の学びの場、保護者の教育相談窓口として展開します。
地域に開かれた学校づくり、地域とともにある学校づくり	充実	学校公開の実施や学校だより、ホームページによる情報発信など、地域に開かれた学校づくりに取り組みます。令和6年度から各小中学校で順次、コミュニティ・スクールを導入し、地域と学校の連携・協働を進めます。
学校における地域人材の活用	継続	地域住民が講師になったり、各種団体との連携を推進したりするなど、学校での地域人材の活用を支援します。
ヤングケアラーへの支援	充実	スクールソーシャルワーカー等の支援により、ヤングケアラーを早期に発見して、寄り添い、必要に応じて適切な支援につなげます。

基本目標5 支援を必要とするこども・若者と家庭への支援

事業	区分	令和11年度目標
こども家庭センター	新規	妊娠・出産・子育てに関する総合相談窓口（こども家庭センター）を設置します。
園と学校の連携	充実	保育園等と小学校との情報連携を図り、小学校への円滑な移行及び支援やつながりが途切れないようにします。
児童虐待通報受付、調査・相談	充実	児童虐待等に関する対応件数の増加に併せ、ケースの多様化及び複雑化に対応できるよう専門職を活用した体制を整えます。
要保護児童支援のための体制づくり	充実	要保護児童対策地域協議会において、代表者会議、実務者会議、個別ケース会議を開催します。 地域資源や必要なサービスをつなぐソーシャルワーク機能の充実を図ります。
あおぞら園の療育環境の充実	充実	様々な障がい特性に対応できる受入環境の整備・拡大を図ります。児童発達支援センターへ移行し、地域の中核的な療育支援を図ります。 東大高保育園との複合施設により、障がいの有無に関わらず、一緒に助け合いながら暮らしていくことが当たり前と思える環境を目指します。

基本目標6 こどもを安全に安心して産み育てられるまちづくり

事業	区分	令和11年度目標
交通安全教育の推進	充実	児童生徒への交通安全指導の充実を図ります。
防犯カメラの設置	充実	町内交差点等の防犯カメラの増設を図ります。 24台（令和6年4月）→44台

※教育・保育、地域子ども・子育て支援事業関連は「2 子ども・子育て支援事業計画」参照

2 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法では、「教育・保育提供区域」に基づき、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」並びにそれに対応する提供体制の「確保の内容」及び「実施時期」について定めることになっています。

○教育・保育提供区域

本町では、地理的条件、人口・交通事情などの社会的条件、現在の保育所等の設置や利用状況を総合的に勘案して、町全体で1つの教育・保育提供区域と定めます。

○対象となる事業

・幼児期の教育・保育

事業名（国）	事業名（武豊町）
教育・保育	保育所、認定こども園、幼稚園、事業所内保育等
（1号認定）満3歳以上の小学校就学前の子ども、保育の必要性なし （2号認定）満3歳以上の小学校就学前の子ども、保育の必要性あり （3号認定）満3歳未満の子ども、保育の必要性あり	

・地域子ども・子育て支援事業

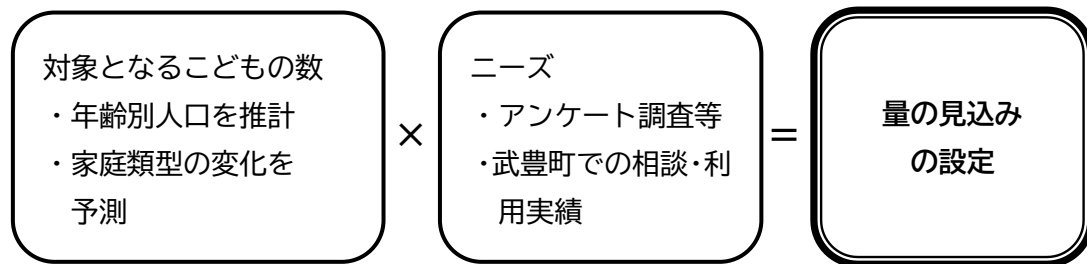
事業名（国）	事業名（武豊町）
時間外保育事業	延長保育
一時預かり事業	一時的保育
乳児等通園支援事業	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
病児保育事業	病児病後児保育
放課後児童健全育成事業	児童クラブ
子育て援助活動支援事業	ファミリー・サポート・センター
地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター
利用者支援に関する事業	利用者支援事業
子育て世帯訪問支援事業	子育て世帯訪問支援事業
児童育成支援拠点事業	児童育成支援拠点事業
親子関係形成支援事業	親子関係形成支援事業
子育て短期支援事業	子育て短期支援事業（ショートステイ）
養育支援訪問事業	養育支援訪問
乳幼児家庭全戸訪問事業	お元気ですか訪問
妊婦等包括相談支援事業	妊婦等包括相談支援事業
妊婦健康診査	妊婦健康診査

産後ケア事業	産後ケア事業
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	多様な集団活動事業の利用支援事業
実費徴収に係る補足給付を行う事業	私立幼稚園等副食費補助金交付（実費徴収に係る補足給付を行う事業）

量の見込みの算出にあたって

量の見込みの算出にあたっては、基本的に「対象となるこどもの数」に「利用意向」を乗じ、これまでの本町の事業の利用実績をふまえて設定しています。

○基本的な考え方



○人口推計

コーホート変化率法により5年間の人口を推計しました。

	(人)				
	令和7	8	9	10	11
0歳	313	312	311	311	311
1歳	325	337	336	335	335
2歳	339	332	344	343	342
3歳	346	344	337	349	348
4歳	350	347	345	338	350
5歳	362	354	352	350	342
6歳	351	360	352	350	348
7歳	376	350	359	351	349
8歳	395	375	349	358	350
9歳	390	396	376	350	359
10歳	396	390	396	376	350
11歳	397	395	389	395	375

1) 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

① 1号認定（専業主婦(夫)家庭等の3～5歳児）

(人)

		令和2	3	4	5	6
実績		378	347	335	331	-
特定 保育施設・ 教育	認定こども園	35	25	35	35	-
	幼稚園(半田市)	42	29	24	24	-
	幼稚園(東海市)	0	0	0	1	-
過不足分 (保育所・認定こども園に入所)		△301	△293	△276	△272	-

		令和7	8	9	10	11
量の見込み		310	300	290	280	270
【確保の内容】						
特定 保育施設・ 教育	認定こども園	36	36	36	36	36
	幼稚園(半田市)	24	24	24	24	24
過不足分 (保育所・認定こども園に入所)		△250	△240	△230	△220	△210

【確保方策】

- ・ 認定こども園、近隣市町の私立幼稚園（実績より半田市等を想定）で確保します。
- ・ 当分の間は保育所等で提供体制を確保し、引き続き認定こども園の普及について検討をしていきます。
- ・ 児童及びその保護者の必要に応じ、小規模な保育所等において、定員の確保を図ります。

②2号認定（共働き家庭等の3～5歳児）

(人)

	令和2	3	4	5	6
実績・保育	789	785	748	721	-
実績・教育	11	8	12	5	-

	令和7	8	9	10	11
量の見込み・教育	14	14	14	14	14
量の見込み・保育	734	731	730	743	756
【確保の内容】 特定教育・保育 施設（保育所・ 認定こども園）	984	971	960	963	966
特定教育・保育 施設（幼稚園・ 認定こども園）	14	14	14	14	14
過不足分	250	240	230	220	210

【確保方策】

- ・ 保育については、保育所、認定こども園で確保します。
- ・ 児童及びその保護者の必要に応じ、小規模な保育所等において、定員の確保を図ります。
- ・ 南保育園及びわかば保育園については、民営化及び規模の見直し等を検討します。

③3号認定（保育の必要のある0歳）

(人)

	令和2	3	4	5	6
実績	35	38	38	39	-

	令和7	8	9	10	11
量の見込み	62	62	62	62	62
【確保の内容】 特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）	59	59	59	59	59
企業主導型保育	3	3	3	3	3

【確保方策】

- ・既設及び新設の保育所、認定こども園等で、今後の量の見込みに対する提供体制を確保します。
- ・各年度の実績をふまえて定員などを随時見直します。

④3号認定（保育の必要のある1歳）

(人)

	令和2	3	4	5	6
実績	114	125	130	132	-

	令和7	8	9	10	11
量の見込み	135	138	141	144	147
【確保の内容】 特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）	131	134	137	140	143
企業主導型保育	4	4	4	4	4

【確保方策】

- ・既設及び新設の保育所、認定こども園等で、今後の量の見込みに対する提供体制を確保します。
- ・各年度の実績をふまえて定員などを随時見直します。

⑤3号認定（保育の必要のある2歳）

(人)

	令和2	3	4	5	6
実績	154	136	154	132	(169)

令和6は7.1 現在

	令和7	8	9	10	11
量の見込み	187	190	193	196	199
【確保の内容】 特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）	179	182	185	188	191
企業主導型保育	8	8	8	8	8

【確保方策】

- ・既設及び新設の保育所、認定こども園等で、今後の量の見込みに対する提供体制を確保します。
- ・各年度の実績をふまえて定員などを随時見直します。

2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

①延長保育

通常の保育時間外に保育を実施します。量の見込みは、7:30~8:00 もしくは 18 時以降の利用者数で推計しています。

(人)

	令和 2	3	4	5	6
実績	272	311	317	341	-

	令和 7	8	9	10	11
量の見込み	355	360	365	370	375
確保の内容	355	360	365	370	375

【確保方策】

- ・ 保育所、認定こども園で対応します。
- ・ 保育士等の確保を図ります。

②一時的保育

保護者の就労、出産・介護・傷病、リフレッシュなどに対応するため、保育所等で、一時的に保育します。幼稚園児を対象とした預かり保育は、認定こども園、町外の私立幼稚園での利用となります。

「一時的保育」 (人日)

	令和 2	3	4	5	6
実績 (公立)	147	440	267	434	-
(北中根)	140	273	310	242	-

	令和 7	8	9	10	11
量の見込み	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400
確保の内容	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400

「幼稚園の預かり保育」 (人日)

	令和 2	3	4	5	6
実績	52	46	52	36	-

	令和 7	8	9	10	11
量の見込み	147	145	143	144	144
確保の内容	147	145	143	144	144

【確保方策】

- ・ 一時的保育は、西保育園、北中根こども園等で対応します。
- ・ 幼稚園の預かり保育は、近隣幼稚園で確保します。

③乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所等に入所していない、0歳6か月から満3歳未満までのこどもに、適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための保護者との面談、子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

(定員 人日)

	令和2	3	4	5	6
実績	-	-	-	-	-

(量の見込み)

(定員 人日)

	令和7	8	9	10	11
0歳児	-	2	2	2	2
1歳児	-	2	2	2	2
2歳児	-	1	1	1	1

(確保の内容)

(定員 人日)

	令和7	8	9	10	11
0歳児	-	2	2	2	2
1歳児	-	2	2	2	2
2歳児	-	1	1	1	1

【確保方策】

- ・令和8年度から開始予定の事業であり、国の制度化の状況をふまえて、保護者が利用しやすいしくみをつくり、量の見込みの確保を図ります。
- ・一時的保育と利用対象者が重複するため、一時的保育と合わせて検討します。

④病児病後児保育

病気や病後の子どもを、保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所等に付設されたスペースで預かります。

(人日)

	令和2	3	4	5	6
実績	12	11	32	18	-

	令和7	8	9	10	11
量の見込み	306	305	305	305	305
確保の内容	306	305	305	305	305

【確保方策】

- ・民間団体等での事業実施を検討します。
- ・事業実施までの間は、近隣の市町の施設を想定します。

⑤児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が昼間家庭にいない小学生が、放課後に小学校の余裕教室等で過ごすことができます。

(実績)

(人)

	令和2	3	4	5	6
小学1年生	123	157	148	170	142
小学2年生	116	90	132	112	142
小学3年生	59	77	71	81	70
小学4年生	18	30	31	18	5
小学5年生	13	6	7	2	0
小学6年生	0	2	1	0	0

(量の見込み)

(人)

	令和 7	8	9	10	11
小学 1 年生	161	170	170	174	178
小学 2 年生	144	140	148	148	152
小学 3 年生	128	114	111	117	117
小学 4 年生	39	67	60	59	62
小学 5 年生	18	20	28	26	26
小学 6 年生	13	15	16	19	18

(確保の内容)

(人)

	令和 7	8	9	10	11
小学 1 年生	161	170	170	174	178
小学 2 年生	144	140	148	148	152
小学 3 年生	128	114	111	117	117
小学 4 年生	39	67	60	59	62
小学 5 年生	18	20	28	26	26
小学 6 年生	13	15	16	19	18

【確保方策】

- ・令和 7 年度に衣浦児童クラブの施設整備等を予定し、待機児童の解消及び受け入れ体制の充実を図り、今後の量の見込みに対する提供体制を確保します。
- ・夏休み期間の短期利用による一時的な増加については、余裕教室等の活用等を図り、対応します。

⑥ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）

子育ての援助を受けたい人と子育ての応援をしてもらえる人が会員となり、お互いが助け合う事業です。

(人日)

	令和1	2	3	4	5	6
実績	1,016	1,017	2,188	1,515	976	-

	令和7	8	9	10	11
量の見込み	2,758	2,703	2,648	2,608	2,555
確保の内容	2,758	2,703	2,648	2,608	2,555

【確保方策】

- ・引き続き、会員数の拡大を図ります。
- ・より住民のニーズに対応するため、民営化等事業のあり方を検討します。

⑦子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）

保護者同士が子育ての悩みや喜びを分かち合える場、親子が楽しく安心して遊べる場を提供しています。

(人日)

	令和1	2	3	4	5	6
実績	20,659	11,744	11,326	11,124	23,110	-

	令和7	8	9	10	11
量の見込み	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000
確保の内容	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000

【確保方策】

- ・引き続き、北部子育て支援センター、南部子育て支援センター、北中根認定こども園の3か所で、育児相談や保護者同士の交流機会の確保等、地域の子育て家庭を支援する活動を行います。

⑧利用者支援事業

児童及びその保護者が、地域における子育て支援や関係機関等を円滑に利用できるよう、身近な場所に専門の支援員を配置し、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。また、サポートプランを作成し、関係機関と協力しながら切れ目ない支援ができるようにします。

(か所)

	令和 2	3	4	5	6
実績	2	2	3	3	3

「こども家庭センター型」

	令和 7	8	9	10	11
量の見込み	1	1	1	1	1
確保の内容	1	1	1	1	1

「地域子育て相談機関」

	令和 7	8	9	10	11
量の見込み	3	3	3	3	3
確保の内容	3	3	3	3	3

【確保方策】

- ・令和7年度に、子育て世代包括支援センター（基本型、母子保健型）及び子ども家庭総合支援拠点の機能を統合した、子どもに関する総合的な相談窓口となる 「こども家庭センター」の設置を予定し、問題を抱えるこどもや子育て家庭に対し、関係機関等と連携しながら支援します。
- ・妊産婦、子育て世帯、こどもが気軽に相談できる子育て世帯の身近な相談機関として、子育て支援センター（南部、北部、北中根）と、こども家庭センターが連携し、ワンストップで相談対応等ができるよう体制整備を図ります。

⑨子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。

(人日)

	令和 2	3	4	5	6
実績	13	5	156	147	-

	令和 7	8	9	10	11
量の見込み	133	132	130	129	128
確保の内容	133	132	130	129	128

【確保方策】

- ・現状の子育て支援ヘルパー派遣事業の対象者を、要保護児童やヤングケアラー等がいる家庭に拡充し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。
- ・引き続き、家庭訪問型子育て支援事業を実施し、子育てに不安を持つ家庭や多胎育児家庭などに対し、研修を受けたボランティア（地域の子育て経験者）が訪問し、傾聴や協働等の活動を行うことで子育ての孤立感や不安感の軽減を図ります。

⑩児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況を客観的に調査、評価し、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供します。

(人)

	令和2	3	4	5	6
実績	-	-	-	-	-

	令和7	8	9	10	11
量の見込み	45	44	44	43	42
確保の内容	45	44	44	43	42

【確保方策】

- ・今後、利用しやすい居場所のあり方等について検討し、事業の実施を図ります。

⑪親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設け、必要な支援を行います。

(人)

	令和2	3	4	5	6
実績	-	-	5	6	-

	令和7	8	9	10	11
量の見込み	8	8	8	8	8
確保の内容	8	8	8	8	8

【確保方策】

- ・専門の講師に依頼をして講義やグループワーク等を通じ、情報提供や相談・助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が交流できる場を設け、親子間における適切な関係性の構築を図ります(ペアレントプログラム・ペアレントトレーニング)。

⑫子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が一時的に子どもを養育することが困難になった際に、子どもと保護者を宿泊で預かります。

(人日)

	令和2	3	4	5	6
実績	0	0	0	34	-

	令和7	8	9	10	11
量の見込み	60	60	60	60	60
確保の内容	60	60	60	60	60

【確保方策】

- ・委託契約した児童養護施設や助産院で確保します。

⑬養育支援訪問

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行います。

(人)

	令和2	3	4	5	6
実績	17	23	20	21	-

	令和7	8	9	10	11
量の見込み	24	24	24	24	24
確保の内容	24	24	24	24	24

【確保方策】

- ・要保護児童対策地域協議会と連携しながら、養育支援訪問が必要だと判断した全ての家庭に対して、町の保健師等に対応します。

⑭お元気ですか訪問（乳幼児家庭全戸訪問事業）

生後１～２か月児のいる全ての家庭を保健師が訪問し、様々な不安や悩みを聞き子育て支援に関する情報提供を行います。

(人)

	令和 2	3	4	5	6
実績	315	319	317	298	-

	令和 7	8	9	10	11
量の見込み	313	312	311	311	311
確保の内容	313	312	311	311	311

【確保方策】

- ・引き続き、全出生児に対して保健師が訪問し、子どもの環境状態の確認等を行い、子育て不安の軽減を図り、必要な家庭に対し継続的な支援につなげます。

⑮妊婦等包括相談支援事業

家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携等まで一貫的な支援を行う事業です。

	令和 2	3	4	5	6
実績	926	934	903	872	-

	令和 7	8	9	10	11
量の見込み	妊婦届出数 313 回 1 組当たりの 面談回数 3 回 面談実施合計 回数 939 回	妊婦届出数 312 回 1 組当たりの 面談回数 3 回 面談実施合計 回数 936 回	妊婦届出数 311 回 1 組当たりの 面談回数 3 回 面談実施合計 回数 933 回	妊婦届出数 311 回 1 組当たりの 面談回数 3 回 面談実施合計 回数 933 回	妊婦届出数 311 回 1 組当たりの 面談回数 3 回 面談実施合計 回数 933 回
確保の内容	939 回	936 回	933 回	933 回	933 回

【確保方策】

- ・令和 7 年度に設置予定のこども家庭センター等で、支援が必要な特定妊婦等が安心した生活を行うことができるよう支援します。

⑩妊婦健康診査

母子健康手帳交付時に、妊産婦健康診査受診票をお渡しします。妊娠中 14 回の健診を受けられます。多胎妊婦には、通常の妊婦健康診査受診票に追加で受診票をお渡ししています。

	令和 2	3	4	5	6
実績 妊婦人数	331 人	322 人	327 人	299 人	-
健診回数	3,959 回	4,037 回	3,998 回	3,741 回	-

	令和 7	8	9	10	11
量の見込み	313 人 3,900 回	312 人 3,900 回	311 人 3,900 回	311 人 3,900 回	311 人 3,900 回
確保の内容	313 人 3,900 回	312 人 3,900 回	311 人 3,900 回	311 人 3,900 回	311 人 3,900 回

【確保方策】

- ・引き続き、母子健康手帳を交付した全ての妊婦に交付し、適切な時期に必要な検査を受けられるよう健診を受診勧奨します。

⑪産後ケア事業

産後も安心して子育てができる支援体制を確保するために、産後 1 年未満の母親及び乳児に対して、助産師等による心身へのケアや育児のサポート等を行います。

(人日)

	令和 2	3	4	5	6
実績	9	6	1	1	-

	令和 7	8	9	10	11
量の見込み	150	150	150	150	150
確保の内容	150	150	150	150	150

【確保方策】

- ・希望する産婦が利用できるよう、委託先を確保します。

⑱多様な集団活動事業の利用支援事業

就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者に対して利用料の一部を助成する事業です。

(か所)

	令和2	3	4	5	6
実績	-	1	1	1	-

	令和7	8	9	10	11
量の見込み	1	1	1	1	1
確保の内容	1	1	1	1	1

【確保方策】

- ・国の制度改正に伴い、令和3年度から実施しており、引き続き、必要な援助を行い、保護者の負担軽減を図ります。

⑲私立幼稚園等副食費補助金交付（実費徴収に係る補足給付を行う事業）

新制度未移行幼稚園等を利用する子どもの副食費負担分について、低所得者層及び第3子以降を対象に費用の一部を補助します。

(人)

	令和2	3	4	5	6
実績	9	6	8	2	-

	令和7	8	9	10	11
量の見込み	5	5	5	5	5
確保の内容	5	5	5	5	5

【確保方策】

- ・引き続き実施し、保護者の負担軽減を図ります。

3) 推進にあたって

①教育・保育の一体的提供

幼児期の教育・保育の一体的な提供の推進は、子ども・子育て支援新制度において国が進める施策のひとつで、本町においても、公立保育園1園が幼稚園と保育園の機能を併せ持つ認定こども園に移行しています。引き続き、保育園の改修や民営化の検討をふまえながら、認定こども園の移行について検討します。

②推進体制の確保

幼児教育・保育等の質の確保及び向上を図るために、保育士等への研修の充実、幼児教育アドバイザーの育成、保育園や認定こども園と小学校等との円滑な接続の推進に取り組めます。

発達等が気になる子どもについて保健センター、保育園、小学校、中学校などの連携を図り、途切れのない支援に取り組めます。

③育児休業後の教育・保育事業の円滑な利用について

子育て支援課の窓口や子育て支援センターで、また、母子健康手帳の交付、出生届、お元気ですか訪問、各種健診の際に、本町の教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業などの情報提供や相談に応じます。

育児休業満了時に保育園等が確実に利用できるように、低年齢児の保育量の確保を図ります。

3 計画の推進に向けて

1) 計画の周知

本計画を推進していくためには、町民の計画への理解が必要です。そのために、計画の目的や取組の詳細、推進状況などを広報やインターネット、各子育て支援施設等を介して情報提供を行います。

2) 推進体制づくり

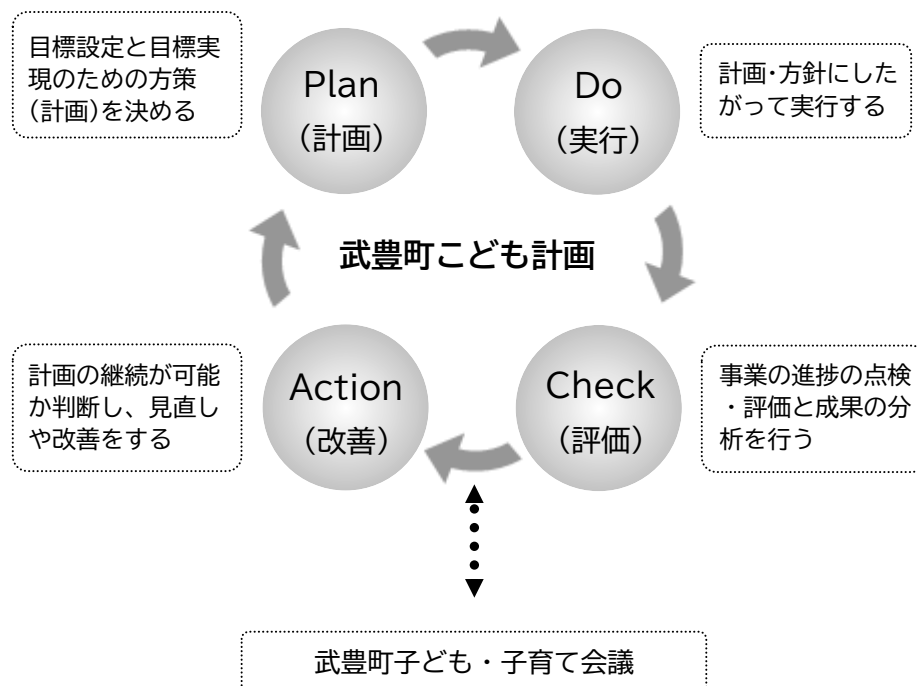
本計画を総合的に推進するために、全庁的に関係課が連携して事業を進めていきます。

また、計画の推進には子育て支援に関わる機関や組織、団体、自主グループなどとの協力が不可欠であり、地域団体や児童相談所、保健所、教育機関、警察などとの協働により計画を進めます。

なお、児童虐待防止、ひとり親家庭の自立支援、障害児施策など専門的な知識および技術を要する支援については、県が行う施策との連携を図ります。

3) 計画の進行管理

本計画の進捗状況や達成状況をアンケート調査などの実施により点検、評価し、それを施策・事業の実施に反映していく、PDCAサイクルによる進行管理を進めます。



4 進行管理の指標

令和5年度のアンケート結果等をふまえ、成果指標と5年後に達成すべき目標値を設定しました。次期の計画の見直し時に使用します。

■こども計画に関する成果指標

指標	現状	出典	目標 R11 年度
普段の生活の中で、幸せな気持ちになることはどれくらいありますか「よくある」の割合	51.3%(小学6年生) 40.5%(中学3年生)	①	60%(小学6年生) 55%(中学3年生)
自分には、よいところがあると思いますか「当てはまる」の割合	36.1%(小学6年生) 34.0%(中学3年生)	①	55%(小学6年生) 55%(中学3年生)
将来の夢や目標を持っていますか「当てはまる」の割合	54.5%(小学6年生) 36.1%(中学3年生)	①	60%(小学6年生) 55%(中学3年生)
人が困っているときは、進んで助けていますか「当てはまる」の割合	42.7%(小学6年生) 35.9%(中学3年生)	①	55%(小学6年生) 55%(中学3年生)
生活体験・社会体験 9指標の「何度もある」の割合の平均	41.9%(小学生児童保護者)	②	55%(小学生児童保護者)
自分にとっての子育てとは 「楽しいと感じることの方が 多い」の割合	62.9%(就学前児童保護者) 55.6%(小学生児童保護者)	②	70%(就学前児童保護者) 65%(小学生児童保護者)
父親の育児・家事の状況 「積極的にしている」の割合	41.1%(就学前児童保護者) 32.1%(小学生児童保護者)	②	55%(就学前児童保護者) 55%(小学生児童保護者)
保育園等の総合的な満足度 「大変満足」「ほぼ満足」の割合 の合計	94.0%(就学前児童保護者)	②	95%(就学前児童保護者)
町の子育て支援策の満足度 「満足している」「おおむね満足 している」の割合の合計	75.5%(就学前児童保護者) 68.6%(小学生児童保護者)	②	80%(就学前児童保護者) 75%(小学生児童保護者)
職場の両立支援制度の利用経験 支援制度を利用した人の 割合	40.0%(小学生児童の母親) 31.6%(小学生児童の父親)	②	55%(小学生児童の母親) 55%(小学生児童の父親)

出典 ①全国学力・学習状況調査 (R5)、②保護者アンケート (R5)

■成育医療等に関する計画についての成果指標

指標	現状	出典	目標 R11 年度
妊婦・パートナーの喫煙率	0.6% (妊婦) 15.2% (パートナー)	③	0% -
産後うつハイリスク者の割合	11.5% (産後1か月時点)	③	減少
健診の受診率	101.7% (3か月児) 98.1% (1歳6か月児) 99.7% (3歳児)	③	100.0% (3か月児) 100.0% (1歳6か月児) 100.0% (3歳児)
ゆったりとした気分でこどもと過ごせる時間がある保護者の割合	79.1% (1歳6か月児保護者) 75.7% (3歳児保護者)	③	85.0% (1歳6か月児保護者) 80.0% (3歳児保護者)
乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている保護者の割合	81.6% (1歳6か月児保護者) 69.0% (3歳児保護者)	③	85.0% (1歳6か月児保護者) 75.0% (3歳児保護者)
保護者がこどもの仕上げみがきをしている割合	80.9% (3歳児保護者)	③	90.0% (3歳児保護者)
朝食を欠食するこどもの割合	6.3% (小学生児童)	②	0% (小学生児童)

出典 ②保護者アンケート (R5)、③健康課調べ (R5)

資料編

1 計画の策定体制

武豊町子ども・子育て会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画「子ども・子育て支援事業計画」(以下「事業計画」という。)及びこども施策についての計画「こども計画」の策定及びその進捗状況の確認、評価をするために設置する。

(事業)

第2条 子ども・子育て会議(以下「会議」という。)は、次に掲げる事項について審議及び調査、評価する。

- (1) 事業計画及びこども計画策定のためのニーズ調査に関する事項
- (2) 事業計画及びこども計画の策定に関する事項(次世代育成支援地域行動計画の評価を含む)
- (3) 事業計画及びこども計画の進捗状況の確認及び評価に関する事項

(組織)

第3条 会議は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 福祉、保健、教育等の子育て支援に関連する者
- (3) 町内に居住又は町内の学校及び事業所に勤務する者

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長を置く

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 会長は、会議を代表し、会務を処理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、1年とし再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、この要綱の施行後、最初に開催する会議は町長が招集する。

(関係者の出席)

第7条 会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、健康福祉部子育て支援課で処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

武豊町子ども・子育て会議委員名簿

(順不同、敬称略)

	委員氏名	所 属 等
◎	粉山 勝己	武豊町民生委員・児童委員協議会会長
○	松本 留美子	武豊町民生委員・児童委員協議会主任児童委員代表
	橋詰 弥久雄	武豊町商工会会長
	福田 昌寛	町内労働組合代表
	中込 理人	武豊町子ども会育成連絡協議会会長
	森下 敬子	子育てネットワーカー代表
	安田 久美	武豊町社会福祉協議会地域福祉サービスセンター代表
	永田 真樹	武豊小学校（令和5年度PTA副会長）
	藤田 真希	富貴中学校（令和5年度PTA副会長）
	宮原 美紗子	西保育園保護者会代表（令和5年度）
	森田 彩乃	西保育園保護者会代表（令和6年度）
	佐藤 佑佳	北中根こども園保護者会代表（令和5年度）
	小倉 悠起子	北中根こども園保護者会代表（令和6年度）
	羽山 英幸	公募
	柴田 純世	公募

アドバイザー	所 属 等
塩崎 美穂	東洋英和女学院大学教授

◎…会長 ○…副会長

2 各種調査結果の概要

1) 保護者アンケート

■調査の概要

調査対象	就学前児童の保護者 (町民 1,000 人)	小学生児童の保護者 (町民 1,000 人)
調査手法	郵送配布、郵送・Web 回答	
調査時期	令和 5 年 12 月	
回収	回収数 552 人 (55.2%) 有効回収数 552 人 (55.2%) ・郵送 210 人、Web 342 人	回収数 576 人 (57.6%) 有効回収数 576 人 (57.6%) ・郵送 194 人、Web 382 人
設問	・回答者の子どもと家族の状況 ・定期的な教育・保育事業について ・さまざまな子育て支援事業について ・子育てについて ・町の子育て支援について	・回答者の子どもと家族の状況 ・放課後の過ごし方について ・子育てについて ・子どもの日常生活について ・町の子育て支援について

就学前児童の保護者アンケートのまとめ

○回答者の子どもと家族の状況

- ・ 0 歳～5 歳児の保護者から回答を得ています。日常的にもしくは緊急時などには親族や友人・知人に子どもをみてもらえる人が多数となっていますが、12.7%の家庭で「いずれもない」と回答しています。
- ・ 保護者の就労形態について「父母フルタイム」が 36.6%でもっとも高く、次いで「フルタイムと専業主婦・主夫」が 29.7%、「フルタイムとパートタイム」が 27.4%となっています。
- ・ 母親の 69.4%が就労等（フルタイム・パートタイム就労、育児休業等）をしています。父親は、長時間労働、土曜日・祝日や深夜労働をしている人が多くみられます。

○保育園など定期的な教育・保育事業について

- ・ 定期的な教育・保育事業について、利用している人は 60.7%で、そのほとんどが「保育園」「認定こども園」で、「事業所内保育施設・企業主導型保育」などの利用もみられます。利用希望をみると、「保育園」が 69.9%で、「認定こども園」「幼稚園」などの回答もみられます。
- ・ 現在利用している園の総合的な満足度として、「大変満足」もしくは「ほぼ満足」の合計が 94.0%で、「家からの距離・アクセス」「子どもへの接し方・日常の遊び」「利用時間・曜日」などが評価されています。

- ・ 保育園・幼稚園等を選ぶ際に重視することとして、「住んでいるところに近いこと」「必要な時間帯・曜日に利用できること」「保育・教育内容がよいこと」が上位となっています。力を入れて取り組んでほしい教育内容としては、「多くの友だちと仲良くしたり、協力すること」「集団生活を通して、きまりを守ったり、がまんしたりすること」をはじめ多様な回答がみられます。

○さまざまな子育て支援事業について

- ・ 町の子育て支援事業の認知度をみると、『子育て支援センター』『保育園園庭開放』で約9割となるなど総じて高くなっています。利用状況をみると、『子育て支援センター』『保育園園庭開放』の利用率が5割を超えています。一方で、『ファミリー・サポート・センター』『子育て世代包括支援センター』の利用率は約1割です。
- ・ 病児・病後児保育、子育て支援センター・児童館、一時保育等については、「現在利用していないが利用したい」との回答が多くみられます。一方、宿泊を伴う一時預かり事業のニーズは限定的です。

○子育てについて

- ・ 子育てについて、「楽しいと感じることの方が多い」が62.9%で、「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」が30.1%、「辛いと感じることの方が多い」が4.2%となっています。
- ・ 良かったこと、楽しいことについて、「子どもの笑顔が見られること」「子どもの成長がわかること」をはじめ、自分自身、夫婦・家族、地域などへ様々な広がりがみられます。
- ・ 辛いと感じるときとして、「仕事や自分のやりたいことが十分できないこと」「子どもを叱りすぎているような気がする」「食事や栄養に関すること」「子どもとの接し方に自信が持てないこと」、前問で辛いと感じることの方が多いと回答した人は「育児の方法がよくわからないこと」「子どもとの接し方に自信が持てないこと」「子どもを叱りすぎているような気がする」「子育てのストレスがたまって、子どもに手をあげたり、世話をしなかったりしてしまうこと」などの割合が高くなっています。
- ・ 父親の子育てについては、「積極的にしている」が増加しています。
- ・ 地域の支援については、「親子のくつろぎや遊びの場」「安全のための見守り」「出会いの機会づくり」などを求めています。

○町の子育て支援

- ・ 町の子育て支援策については、「おおむね満足している」が58.3%と最も高く、次いで「満足している」が17.2%となっています。
- ・ 充実すべき支援策としては、経済的負担の軽減、遊び場の充実、保育園等における教育機能の充実に関することが上位となっています。

-
- ・ 今後の児童館について、「他の施設と複合化により、より充実したサービスをして欲しい」が 44.2%でもっとも高く、次いで「児童館の施設数を集約することで、より充実したサービスをして欲しい」が 22.3%、「経費がかかっても、現状のままの4施設で、同様のサービスを続けて欲しい」が 16.1%となっています。
 - ・ 武豊中央公園南側、名鉄知多武豊駅周辺に設置を希望する子育て支援施設として、「屋内の遊び場」「屋外の遊び場や広場」「乳幼児・保護者の支援や一時預かりの場」などの回答がみられます。

小学生児童の保護者アンケートのまとめ

○回答者の子どもと家族の状況

- ・ 「1年生」から「6年生」の保護者から回答を得ています。日頃、子どもを見てくれる親族・知人について「いずれもいない」は 11.3%となっています。世帯収入について、「300 万円未満」が約7%となっています。
- ・ 母親の 85.3%が就労をしています。就労している母親は「土曜日」「祝日」の出勤が多い人が2割超、父親は4割超となっています。

○子育てについて

- ・ 子育てについて、「楽しいと感じることの方が多い」が 55.6%で、「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」が 35.1%です。子育てが辛いときについて、「子どもを叱りすぎているような気がする」「子どもの教育」「子どもの友だちづきあい（いじめ等を含む）に関すること」などが回答されています。
- ・ 地域の支援については、「安全のための見守り」「親子のくつろぎや遊びの場」「子ども同士の出会いの機会づくり」などを求めています。

○子どもの日常生活について

- ・ 食事について「朝食を食べないことが週に数日はある」が 6.3%、就寝時間が「22 時以降」が 19.3%、テレビ・DVD・携帯端末をみる時間は平日で「4 時間以上」が 12.8%、外で遊ぶ時間について「遊ばない」が 25.0%となっています。
- ・ 放課後の過ごし方の希望について、「祖父母宅や友人・知人宅」「習い事」「児童館」「放課後児童クラブ（学童保育）」など多岐にわたっています。
- ・ 家庭や地域で、小さな子どもや近所の大人と交流したり、動植物の世話や自然の中で過ごしたりする生活・社会・文化体験については、家庭によって差があることがわかります。

○町の子育て支援について

- ・町の子育て支援策については、「おおむね満足している」が 60.4%ともっとも高くなっています。
- ・充実すべき支援策としては、遊び場の充実、経済的負担の軽減が上位となっています。また、「不登校・いじめなど子育て不安に対応する場の充実」「子どもの発達相談や困り感に応じたきめ細かな保育・療育の充実」などの回答もみられます。
- ・児童館、図書館、ゆめたろうプラザ、CCNC プールたけとよの認知度が 95%を超えるなど、町内の施設の認知度は総じて高くなっています。利用状況については、児童館、図書館、ゆめたろうプラザ、CCNC プールたけとよ、武豊中央公園などで「利用したことがある」が高い一方、ファミリー・サポート・センター、運動公園・弓道場で「利用したことがない」が高くなっています。
- ・武豊中央公園南側への希望については、「屋内の遊び場」「屋外の遊び場や広場」に比較的回答が集まっています。名鉄武豊駅周辺の希望としては、「屋内の遊び場」「屋外の遊び場や広場」「小・中・高校生や若者が集まれる場」「子どもからお年寄りまで多世代が交流できる場」など多様な傾向がみられます。

前回調査（５年前）との比較

- ・親族・知人（就学前児童）について、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が 27.2%（前回 29.6%）と減少し、「いずれもない」が 12.7%（前回 8.9%）と増加しています。
- ・就学前児童の保護者の就労状況等について、「父母ともにフルタイム」が 36.6%で前回（29.3%）と比べて増加しています。また、就学前児童の母親・父親の「育児休業制度」、母親の「短時間勤務制度」など両立支援制度の利用割合が増加しています。父親の１週当たりの就労時間について「60 時間以上」が 13.5%（前回 20.9%）と減少しており、父親の子育てについて、「積極的にしている」は 41.1%（前回 31.3%）と増加するなど、仕事と子育ての両立の動きがみられます。
- ・保育園について「保護者への説明・連絡」「言葉、文字、数量などの教育」など「大変満足」の割合が増加し、「総合的な満足度」も高くなっています。
- ・子育てが辛いと感じるときをみると、「食事や栄養に関すること」「子どもとの接し方に自信が持てないこと」「話し相手や相談相手がいないこと」などの割合が増加しています。
- ・小学生の生活体験・社会体験について、「学年の違う子どもと話すこと」「お祭りや盆踊りなど地域の行事に参加すること」「小さな子どもの世話をしたり、遊んであげること」など様々な人との交流に関する項目で減少しています。

2) グループインタビュー

■調査の概要

調査対象	こども（①）、保護者（②）、若手職員、支援者・専門職（③）
調査方法	ヒアリング・グループインタビュー
調査時期	令和6年7～9月
調査項目	<こども（中高生）> ・楽しいこと、居場所、地域の人とのつながり、多様な経験 <保護者> ・子育ての楽しさ・大変さ、親子の居場所、保護者のつながり <若手職員> ・子育てのイメージ、10代・20代の居場所、検討すべき子育て支援策 <支援者・専門職> ・支援を必要とするこども・若者・子育て当事者への支援について

■グループインタビューの主な意見と反映

意見	対応	対象
友達と話す場所、話しながら勉強ができる場所がほしい。自習室を増やしてほしい。	自習室は図書館にて常設しています。テスト週間の土日祝の日中に中央公民館の部屋を開放していますのでご利用ください。また、中央公民館2階の休憩スペース、町民会館2階ロビーの休憩スペースもご利用ください。 (生涯学習スポーツ課、町民会館)	①
様々なボランティア活動や職業体験をしたい。	サマーボランティアスクールや青少年の体験事業等の充実を図ります。現在は吉町田湿地の小中学生ボランティアやもちつき大会の中学生ボランティアがありますので、興味のある方はご参加ください。 (社会福祉協議会、生涯学習スポーツ課)	①
中学生が運動やスポーツする機会を確保してほしい。	「地域クラブ活動事業」として、中学生の受入れを行っているスポーツ団体を町ホームページ等で紹介しています。今後も受入れ団体の情報を更新予定です。 (https://www.town.taketoyo.lg.jp/kosodate/1001520/1002041/1004844.html) (生涯学習スポーツ課)	①②

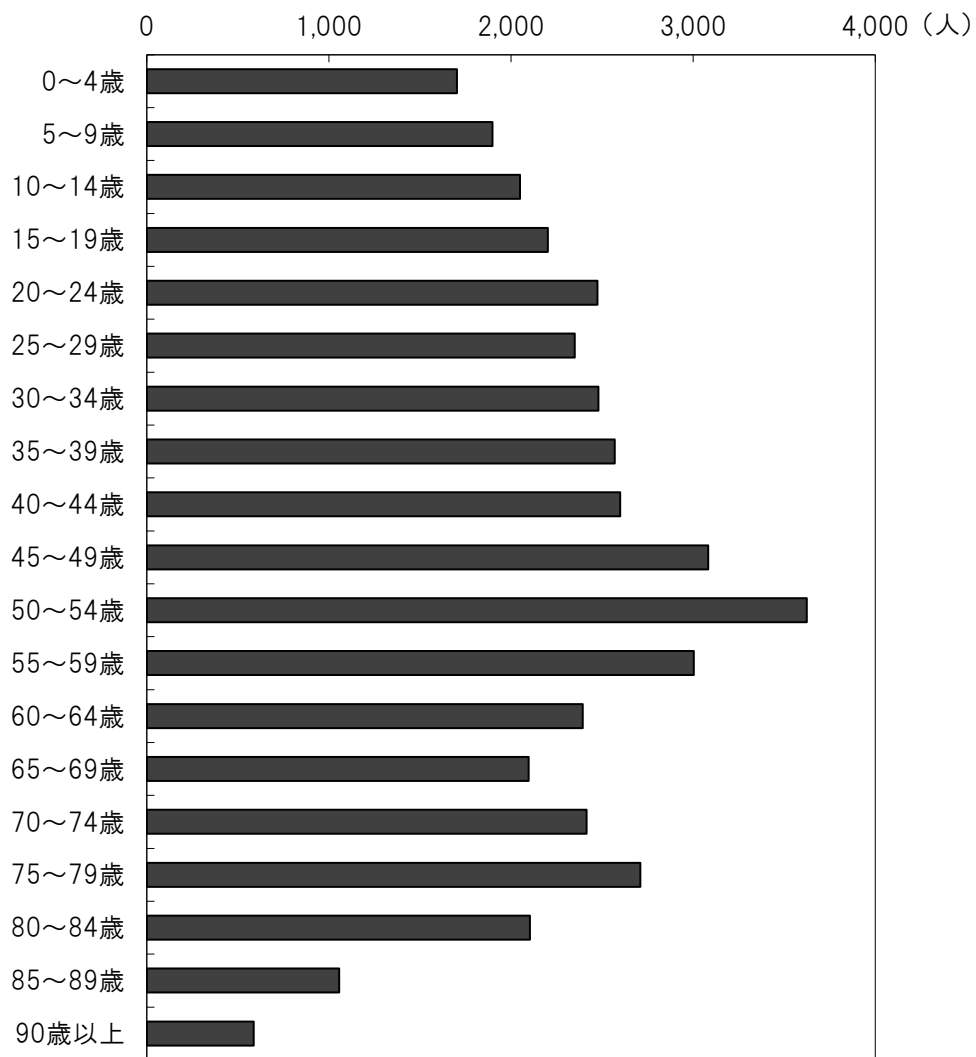
意見	対応	対象
育児休業中に保護者間のつながりをつくれるとよい。健診で保護者同士の関係をつくる機会をつくってはどうか。	保健センターでの健康診査やベビークラス（赤ちゃん向け教室）、児童館での親子クラブ、子育て支援センターでの赤ちゃんルーム等できっかけづくりの機会を設けています。 （健康課、子育て支援課）	②
ファミリー・サポート・センターは利用開始まで手続などで時間を要するので、使いそうな人には事前登録を勧めてはどうか。	窓口での利用相談やお元気ですか訪問、育児相談などで、利用が想定される保護者に対して事前登録を推奨します。登録に保健師の同伴を希望されるケースは随時対応します。 （子育て支援課、健康課）	②
保育園のお迎えの時に保護者同士が話し合える雰囲気になっている。	駐車場の関係で、現状、他の保護者に影響が生じないような対応をしております。今後、行事等で保護者同士が交流できる雰囲気づくり、機会づくりに配慮します。（子育て支援課）	②③
一時保育のハードルが高い。持ち物を減らすなど利用しやすい環境を整えてはどうか。	こども誰でも通園制度の導入において、手続・持ち物など利用しやすさに配慮した運営を行います。（子育て支援課）	③
プールの飛び込みができない。	CCNCプールたけとよ（武豊町屋内温水プール）では、安全に飛び込むための水深が確保できないことから、飛び込みスタートはできません。 （生涯学習スポーツ課）	①
バスケットコート、テニスコートなどスポーツ系の場所が欲しい。	総合体育館、または運動公園をご利用ください。中学生以上の方は、あいち共同利用型施設予約システムから、施設の予約ができます。 （生涯学習スポーツ課）	①
公園では、年代別にゾーンを分けて遊具を置いてほしい。	武豊中央公園にて整備を行いました。 （都市計画課）	②
総合体育館や中央公園で授乳できる場所がない。	施設改修時に座って授乳できる環境を整えます。改修までは、椅子を設置する等の簡易な方法で対応します。 （生涯学習スポーツ課、都市計画課）	②
中央公園などの治安が不安。カメラの設置や設置していることを明示してほしい。	令和6年度に中央公園東側の駐車場及びバリアフリーストイレ付近に防犯カメラを増設予定。カメラの設置表示も増やしていきます。 （都市計画課）	②

3 統計データ（人口・就労関連）

1) 人口

本町のこどもの人数は減少傾向です。

・ 5歳区分別人口



資料：武豊町（令和6年10月1日）

2) 家族や就労の動向

女性の就業状況をみると、平成 27 年から令和 2 年にかけて 30～34 歳で労働力率が上昇しています。

子どもと同居・近居している家族・親族について、「父母同居」が 94.7%で、「祖母近居」(35.3%)や「祖父近居」(31.0%)も高くなっています。

家庭類型(保護者の就労)については、父母ともにフルタイム就労(フルタイム×フルタイム)、フルタイムと就労とパートタイム就労(フルタイム×パートタイム)について、現状より意向が高くなっています。

・女性の就業状況(年齢別労働力率)

	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳	45～49 歳	50～54 歳	55～59 歳
平成 22 年	70.4%	68.8%	62.4%	71.3%	76.4%	76.2%	73.1%	59.4%
平成 27 年	69.4%	71.6%	64.7%	71.6%	78.5%	80.1%	75.9%	68.6%
令和 2 年	70.7%	71.6%	69.3%	71.8%	76.5%	78.5%	76.8%	69.6%

資料：総務省「国勢調査」

注：労働力状態「不詳」を含む

・子どもと同居・近居している家族・親族(就学前児童)

父母同居	父同居 (ひとり親家庭)	母同居 (ひとり親家庭)	祖父同居	祖母同居	祖父近居	祖母近居	その他	無回答
94.7%	0.0%	5.3%	5.1%	6.9%	31.0%	35.3%	1.3%	0.0%

資料：武豊町

・家庭類型の推計(保護者の就労)

	0 歳		1 歳		2 歳		3～5 歳	
	現状	意向	現状	意向	現状	意向	現状	意向
ひとり親	1.5%	1.5%	4.3%	4.3%	5.6%	5.6%	7.9%	7.9%
フルタイム×フルタイム	45.6%	50.0%	40.2%	45.7%	34.4%	40.0%	31.3%	33.9%
フルタイム×パートタイム	13.2%	16.9%	18.5%	17.4%	21.1%	25.6%	33.0%	35.7%
フルタイム×パートタイム (短時間等*)	2.9%	2.9%	2.2%	2.2%	6.7%	8.9%	4.8%	4.8%
フルタイム×専業主婦・主夫	36.8%	28.7%	34.8%	30.4%	32.2%	20.0%	22.9%	17.6%
他	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

資料：国の量の見込みの算出方法に基づき算出

注：短時間等は、月 64 時間未満と 64～120 時間の一部(幼稚園希望)

4 用語集

・育児休業

労働者は、対象となる子が1歳(一定の条件を満たす場合は2歳)に達するまでの間で、申出により子を養育するための休業を取得することができます。この他、育児・介護休業法には、子の看護休暇、所定外労働を制限する制度、所定労働時間の短縮措置等が定められています。

・医療的ケア

日常生活及び社会生活を営むための恒常的な人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為。

・インクルーシブ

地域社会で生活する平等の権利の享受と、地域社会への参加・包容の考え方に立ち、障害の有無にかかわらず、全てのこどもが共に成長できるようにすること。

・SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービス(Social Networking Service)の略。インターネットを利用して誰でも手軽に情報を発信し、相互のやりとりができる双方向のメディア。

・NPO(Non Profit Organization)

利益の追求よりも社会的な使命の実現を優先して活動する民間組織(団体)のこと。日本語では「民間非営利組織」と訳されます。

一般的に、①正式に組織されていること、②民間であること、③利益配分をしないこと、④自己統治がなされていること、⑤自発的であること、が条件としてあげられます。

・オレンジリボンキャンペーン

オレンジリボンには、「あなたとお話しましょう、子育ての悩みや不安をひとりで抱え込まないで、気持ちをわかちあいませんか」というメッセージが込められています。「児童虐待防止推進月間」の11月に、この「オレンジリボン」を多くの方に知ってもらう啓発活動の一環として、オレンジリボンキャンペーンを実施しています。

・協働

様々な主体が、主体的、自発的に、共通の活動領域において、相互の立場や特性を認識・尊重しながら共通の目的を達成するために協力すること。

・合計特殊出生率

一人の女性が一生の間に何人子どもを産むかを示す時に使われる出生率で、15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値です。この数値が、おおむね 2.07 を下回ると、将来、人口が減少すると言われています。

・こども

この計画では「心身の発達の過程にある者」を想定しています。また、児童福祉法では児童を「満 18 歳に満たない者」と定義しています。

・こども家庭センター

児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的として、母子保健機能(旧子育て世代包括支援センター)と児童福祉機能(旧子ども家庭総合支援拠点)を統合し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援等を行う機関。

・子ども・子育て支援

一人一人のこどもが健やかに成長することができる社会の実現するために、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、行政がこども及びこどもを養育している者に必要な支援を行うとともに、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たし、相互に協力して行うものです。

・こども誰でも通園制度

親の就業の状況にかかわらず、保育所等を利用していない満3歳未満のこどもが、月一定時間までの利用可能枠の中で柔軟に利用することを可能とする制度。

・こどもの貧困

生まれ育った環境によって、栄養バランスの取れた食事ができなかったり、教育の機会が得られないこどもたちがいること。相対的貧困とは、その国の文化水準や生活水準と比較して困窮した状態のことで、絶対的貧困とは、生活全てにおいて低水準で、貧しい思いをしている状態のこと。

・コーホート変化率法

各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。「コーホート」とは、同じ年(又は同じ期間)に生まれた人々の集団のことを指します。例えば、令和3年4月2日～令和4年4月1日生まれのコーホートは、令和6年4月1日時点で満 2 歳となります。

・コミュニティ・スクール

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、地域住民や保護者等で構成する委員が学校の運営に関して協議する機関を置く学校。

・産後ケア事業

出産後1年未満の母及びその乳児に対して、指定の実施施設において宿泊、もしくは日帰りで助産師等による心身へのケアや育児のサポートを行う事業。

・地域子ども・子育て支援事業

延長保育、児童クラブ、一時的保育、病児病後児保育、ファミリー・サポート・センター、子育て支援センター、お元気ですか訪問、妊婦健康診査など、市町村が子ども・子育て家庭等を対象として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。

・特別支援教育

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

・特別利用保育認定児童

身近な地域に利用可能な幼稚園等がなく、保育所を利用する理由(就労、就学等)もない家庭の児童が、例外的に地域の保育所を利用できるようにするもの。

・認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。保育認定を受けた0～2歳のこどもと、保護者の就労状況に関わりなく3～5歳のこどもが利用できます。

・ノーマライゼーション

心身に障がいのある人もない人も、こどもから高齢者まで、全ての人々が同じ地域の一員として生活できる社会づくりを目指す考え方です。社会福祉分野において共生原理を明示した根本原理の一つです。

・発達障がい

発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」としています。

・病児病後児保育事業

病児病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

・ファミリー・サポート・センター

子育ての援助を受けたい人と子育ての応援をしてもらえる人が会員となり、お互いが子育てを助け合う制度です。

・放課後児童クラブ

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館等で、放課後児童支援員を配置し、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る場です。

・ホームケア

子どもが病気やけがをしたときに家庭で行う観察も含めた対処方法のこと。

・ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者。

・ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

・要保護児童

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童。

武豊町こども計画

令和7年3月

編集発行 武豊町健康福祉部子育て支援課
〒470-2392 知多郡武豊町字長尾山2番地
Tel 0569-72-1111(代)
Fax 0569-72-1115
E-mail kosodate@town.taketoyo.lg.jp
